

報告第1号

京田辺市学校部活動の地域クラブ活動への移行について

京田辺市学校部活動の地域クラブ活動への移行に係る方向性について、別紙のとおり策定したので、報告する。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市における現状と課題を整理し、地域クラブ活動への円滑な移行に向けた具体的な方向性を示し、市として持続可能な活動の環境を確立し、子どもたちの健全な成長を支えるため策定したことを報告するものである。

京田辺市学校部活動の地域クラブ活動への移行について

生徒が希望する活動を地域で支える新しい仕組み

京田辺市・京田辺市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、教師の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵（かん）養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、近年、地域によっては、部員数の減少によって学校単位での練習や大会・コンクールへの参加が難しくなっていたり、部活動の種類も少なくなり、参加したい部活動が無い状態が全国的に発生しています。また、少子化が進む中で、将来的に学校部活動を従前と同様の体制で継続することは難しくなり、学校によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。

そのため、これまで学校部活動が担っていた役割・機能を、地域社会全体で支え、共に学び合う「地域クラブ活動」体制へと段階的に移行・展開させ、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、学校関係者を含む、世代を超えた地域住民が支え合い、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進めることとします。

国のガイドライン改定にて、取組の類型・名称が「地域展開・地域連携」へと変更されたことに伴い、京田辺市でも令和8年度より「地域移行」から「地域展開」へと言葉の整理をしていきます。

部活動の「地域展開」とは

生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること

※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、

②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更

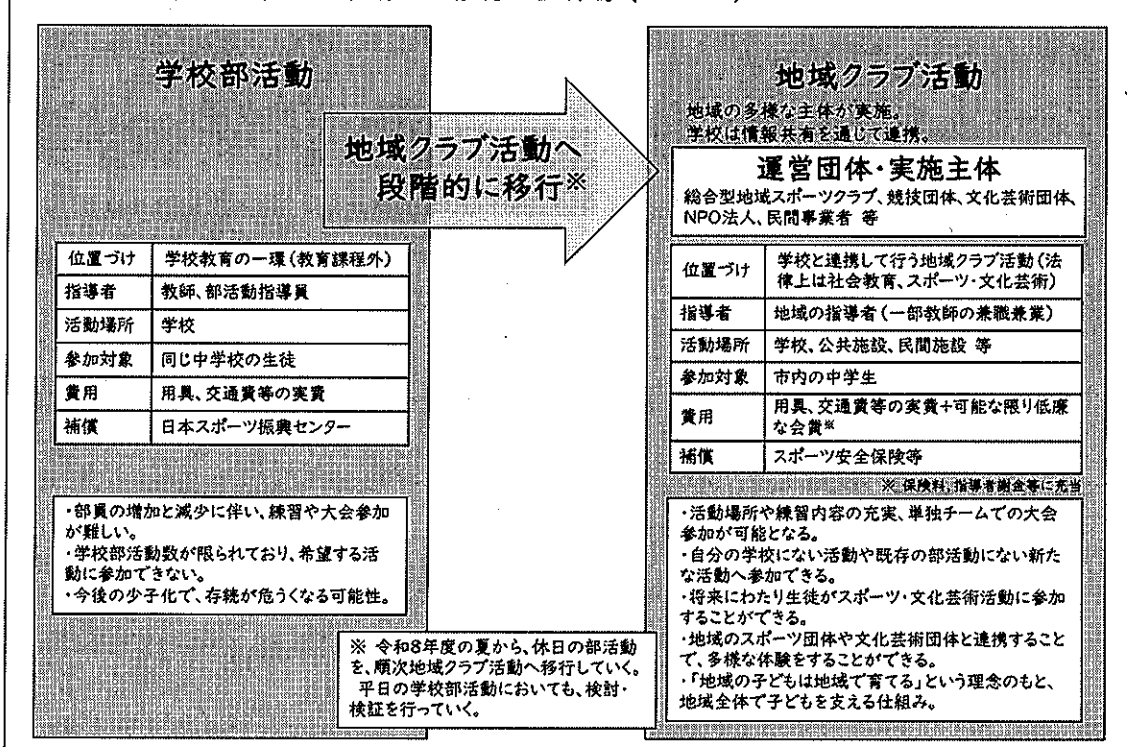
(令和7年12月「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」より一部抜粋)

京田辺市における地域クラブ活動への移行の目的

京田辺市ではこれまで学校部活動が担っていた役割・機能を、地域社会全体で支え、共に学び合う「地域クラブ活動」体制へと段階的に移行・展開させ、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組み、希望するスポーツや文化芸術活動に取り組める環境をつくるために、地域住民やスポーツ・文化芸術団体、保護者、学校などが連携し、生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会の確保や地域の社会教育活動の活性化を目指しています。

まずは、令和8年度夏以降に、休日の学校部活動を地域クラブ活動へと順次移行することを目指しています。また、平日の学校部活動においても、休日の活動と同様に、検討・検証を行っていきながら、活動体制を整え、地域クラブ活動へと順次移行していくこととします。

学校部活動の地域クラブ活動への移行の全体像(イメージ)



地域クラブ活動について

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものです。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要となります。

京田辺市では、京田辺市学校部活動及び地域クラブ活動指針「活動のためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定しています。ガイドラインを運営団体・実施主体に、遵守していただくことで、生徒が有意義で安全に活動できるようになると考えています。

運営団体・実施主体には、地域の団体(総合型地域スポーツクラブ、競技団体、NPO法人等)となることが考えられます。また、従前からある民間のクラブチームとの区別としては、ガイドラインに則った活動を行っていただくことを要件としています。この要件の下で活動することで、市からの情報提供による公的支援(学校施設等の優先利用・使用料減免等)を受けることや大会・コンクールへ円滑に参加できることなどのメリットがあります。

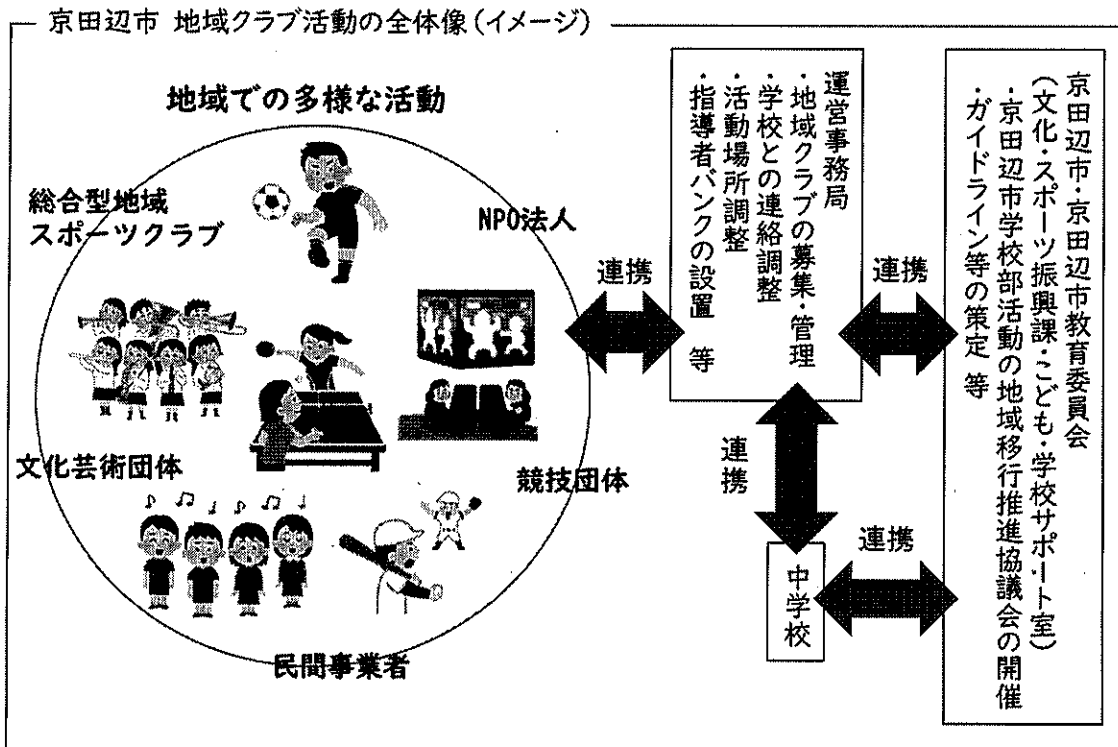
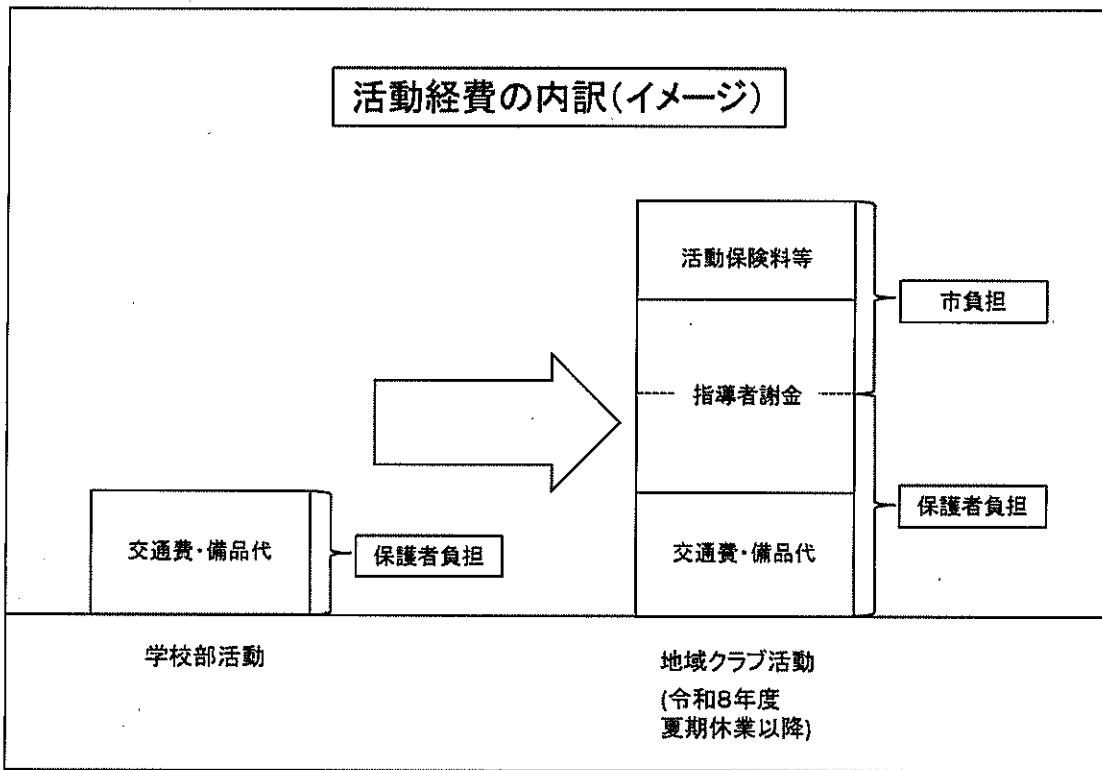
活動内容は、当面の間は、既存の学校部活動にある活動内容から実施していきます。将来的には、特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、レクリエーション的な活動やアーバンスポーツ、メディア芸術、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適した様々なスポーツ・文化芸術活動を実施していきます。また、今後の生徒数の減少や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が地域クラブ活動を行える機会を設けていきます。

参加者は、学校部活動のように当該校の生徒だけでなく、今までは学校部活動に所属していなかった生徒等、京田辺市在住の全ての中学生が自分の希望する活動に参加することができるようになります。

活動場所も同様に、当該校の施設に限らず、他校の施設や公共施設など、地域のさまざまな場所で活動することになります。

指導は、専門性や資質・能力を有する地域の指導者が行います。また、指導を希望する教師が兼職兼業の許可を得て指導者として関わることもあります。

費用については、ガイドラインに、「運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。」と記載しています。具体的な金額等は、今後、国の動向を踏まえて決定していきます。また、学校部活動と同様に、個人の道具や交通費等は実費として、会費とは別途必要になります。



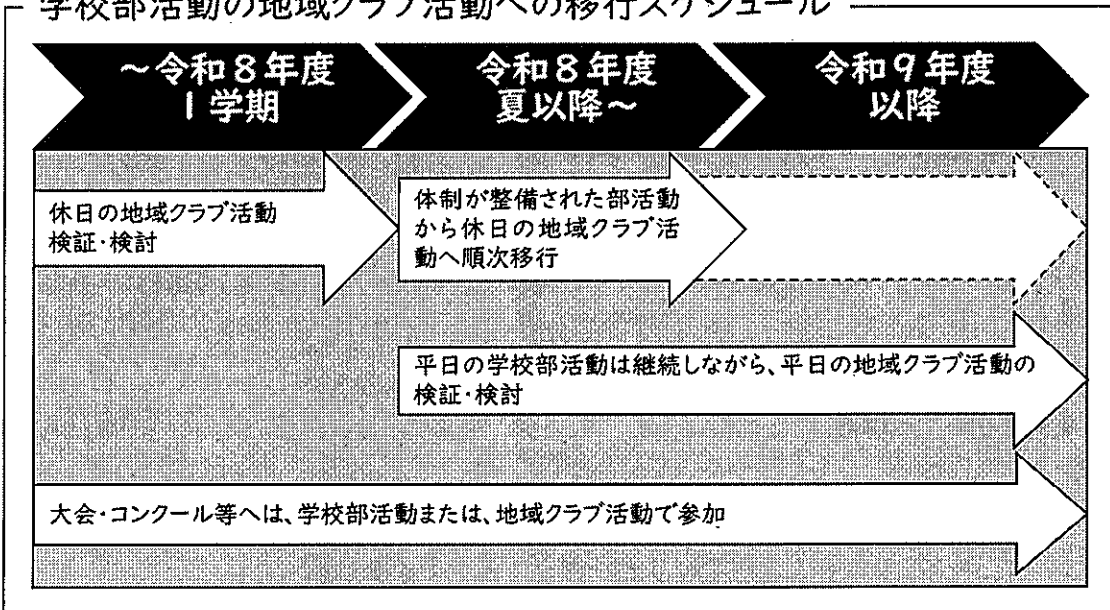
地域クラブ活動への移行スケジュール

現在、令和8年度の夏からの休日の学校部活動の地域移行に向けた検証・検討を行うため、京田辺市実証事業を行っています。

令和8年度の夏以降は、休日の学校部活動を順次移行していきます。大会・コンクール等への参加については、中学校体育連盟等の大会がありますので、大会参加規定上、学校単位で出場することも考えられます。学校部活動で出場するのか、地域クラブ活動で出場するのかは、従来通り、生徒の意思が尊重されます。また、平日の学校部活動については、継続して実施します。

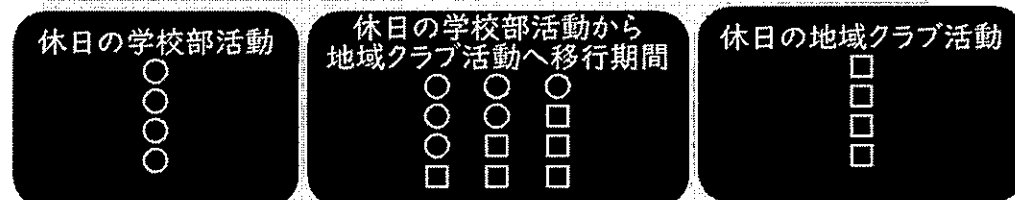
令和9年度以降は、平日の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、検証・検討を行っていきます。その過程の中で、実証事業として、一部の平日の学校部活動を地域クラブ活動として実施することも考えられます。

学校部活動の地域クラブ活動への移行スケジュール



休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行の活動イメージ

例 現在、休日の活動を月4回実施している場合
 学校部活動・・・○ 地域クラブ活動・・・□



京田辺市学校部活動の地域移行の実証事業について

令和6年度より、学校部活動の地域移行に向けた検証・検討を行うために、国・府の委託事業を受けて京田辺市地域クラブ活動実証事業を実施しています。市内の関係団体にご協力いただきながら、地域クラブ活動の数や実施回数を増やしているところです。

実証事業は、今後の地域クラブ活動を見据えて市内の総合型地域スポーツクラブや競技団体、NPO法人等に運営団体・実施主体として活動していただいています。引き続き実証事業を実施しながら、成果と課題を検証し、令和8年度の夏を目途に通常の休日の学校部活動を全て地域クラブ活動へと移行できるよう進めていきます。活動状況は下記のとおりです。

開始時期	学校部活動の地域移行の実証事業の実施種目
令和6年11月～	剣道、ハンドボール
令和7年1月～	陸上競技
令和7年10月～	合唱、バドミントン
令和7年11月～	サッカー
令和7年12月～	バスケットボール

また、令和9年度以降は、平日の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、検討・検証を行うため、平日の学校部活動において地域クラブ活動の実証事業を実施する予定をしています。

実証事業の成果と課題

成果

- ・総合型地域スポーツクラブや競技団体、NPO法人、一般社団法人等と連携し、運営ノウハウを共有することで、円滑に活動を行うことができました。
- ・専門性のある地域の指導者等の複数での指導体制及び中学校との連携により、生徒一人ひとりに安全できめ細やかな質の高い指導を行うことができました。

課題

- ・参加予定者が当日欠席する場合等の実施団体と保護者との連絡方法が確立されていない。
- ・自校にない活動に参加した生徒が他校の生徒が多いことで参加しづらさがありました。
- ・少子化や多様なニーズに対応するためのスポーツ・文化芸術活動や、会費や指導者の確保・質の向上も踏まえて、持続可能な運営体制の構築へ向けて協議していく必要があります。

今後は、参加していない生徒や保護者にもアンケート調査を実施し、新たな課題の発見につなげ、よりよい地域クラブ活動へとつなげていきます。

生徒アンケート結果より

競技力の向上や、体力を向上できることを実感しているとの回答が多くみられました。また、「自分の学校には参加したい部活動がなく、楽しみにしていた」や「他校の生徒と仲良くなりたい」等、新たな活動、新たな仲間との交流が深められることにも満足を感じていることがわかりました。一方で、指導者が学校部活動と替わることへの不安が少なからずありましたが、色々な指導者から新たな学びを得られることなど、肯定的に受け止めている生徒が多くいました。指導者の多様性が生徒にとってプラスに働いていることが見受けられます。

保護者アンケート結果より

保護者の思いとしては、競技力の向上もありますが、仲間づくりや礼儀を身につけることなど、人間性の向上と競技力の向上をバランス良く期待されていることがわかりました。また、教育的役割も期待されています。一方で、運営への協力や送迎にかかる負担など、実務的な側面を懸念されている回答がありました。

地域クラブ活動 Q&A

Q 1 練習場所等までは、どのように行けばいいですか。

A 1 移動については、自転車の利用も含め、各ご家庭で判断いただき、責任をもって対応していただきますようお願いいたします。

Q 2 活動場所はどこになりますか。

A 2 基本的には、市内の中学校になります。また、市内の公共施設等の場合もあります。

Q 3 複数の活動を選べますか。

A 3 可能です。

Q 4 どんな活動がありますか。

A 4 現在、休日に活動している学校部活動と同様の活動です。学校部活動には無い新しい活動も増やしていきます。

Q 5 通っている学校に無い活動に参加することは可能ですか。

A 5 どの活動に参加していただくことも可能です。

Q 6 学校部活動と同じ活動を選ぶのか。

A 6 同じ活動でも違う活動でも選ぶことができます。

Q 7 会費は必要ですか。

A 7 必要です。金額については、今後、国の動向も踏まえて決定していきます。

Q 8 絶対参加しなければいけませんか。

A 8 学校部活動と同様で、参加は任意です。

Q 9 途中で活動を変えることは可能ですか。

A 9 可能です。

Q 10 学校部活動は3年生の夏で引退になりますが、地域クラブでは、どうなりますか。

A 10 学校部活動が担ってきた教育的意義等は継承していますので、原則は引退となります。

Q 11 活動中にケガ等をした場合の対応はどうなりますか。

A 11 各団体に保険に加入していただきますので、その範囲での補償になります。

Q 12 大会やコンクール等にはどのように参加するのですか。

A 12 中学校体育連盟等の大会がありますので、大会参加規定上、学校単位で出場することも考えられます。学校部活動、地域クラブ活動のどちらかで出場できる場合、従来の通り、生徒の意思が尊重されます。

Q 13 部活動の推薦など高校進学に影響が出ますか。

A 13 進学にかかる調査書(いわゆる内申書)において、出場元に関わらず、進学に必要な大会結果等は調査書に記載することができます。そのため、地域クラブでの活動実績が高校進学の際に参考資料として扱われる場合があります。

Q 14 他市町では、まだ数年は学校部活動があるのに、なぜこんなに早くするのですか。

A 14 学校規模の違いにより、子どもたちを取り巻く環境が変化しています。こうした中、子どもたちが自分のやりたい活動に取り組める環境を維持・確保するために、京田辺市は学校部活動の地域移行に積極的に取り組んでいます。

報告第2号

令和8年度留守家庭児童会入会申込者数について

令和8年度留守家庭児童会の入会申込者数について報告する。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、令和8年度留守家庭児童会の入会申込者数について、報告するものである。

令和8年度 留守家庭児童会入会申込数

令和8年2月1日現在

単位:人

校区名	児童会名	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 (A)	7年度 合計(B)	A-B
大住	大住留守家庭児童会	直営 (委託)	19	13	9	8	4	1	54	44	10
田辺	田辺留守家庭児童会	直営	40	50	44	28	21	11	194	161	33
草内	草内留守家庭児童会	直営	30	23	27	11	7	0	98	91	7
三山木	三山木留守家庭児童会	直営	100	43	59	55	19	6	282	264	18
	みんなのき	民間	20	18	3	2	1	0	44	42	2
	Sola(空)	民間	20	19	0	0	0	0	39	40	-1
	ほほえみ児童クラブ	民間	2	4	10	2	0	3	21	0	21
田辺東	田辺東留守家庭児童会	直営 (委託)	8	3	8	7	4	0	30	37	-7
松井ヶ丘	松井ヶ丘留守家庭児童会	直営 (委託)	25	44	31	32	22	5	159	157	2
薪	薪留守家庭児童会	直営 (委託)	39	47	37	21	20	11	175	172	3
桃園	桃園留守家庭児童会	直営 (委託)	26	34	19	24	9	3	115	120	-5
普賢寺	ほほえみ児童クラブ	民間	0	0	1	0	0	0	1	0	1
市全体(民間含む。) 合計			329	298	248	190	107	40	1,212	1,128	84
市直営(委託含む。)のみ 合計			287	257	234	186	106	37	1,107	1,046	61

報告第3号

京田辺市立学校施設開放使用料に関する規則の制定について

京田辺市立学校施設開放使用料に関する規則を別紙のとおり定めることとしたので、報告する。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市立学校施設開放条例の施行に関して、使用料に関する規則を制定することとしたので、報告するものである。

京田辺市規則第1号

京田辺市立学校施設開放使用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市立学校施設開放条例（令和7年京田辺市条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、学校施設開放の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例及び京田辺市立学校施設開放条例施行規則（令和8年京田辺市教育委員会規則第3号）において使用する用語の例による。

(使用料の納付)

第3条 条例第8条第1項の規定により利用者は、市長が別に定める日までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第4条 条例第8条第2項の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない理由により、使用ができなくなったとき
全額

(2) 利用者が、利用を開始する10日前までに利用の取消しを申し出たとき
5割に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、学校施設開放使用料還付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、インターネット申請を行った者が使用料の還付を受けようとする場合は、別に定める方法により申請しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

別記

様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

学校施設開放使用料還付申請書

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

団 体 名	
利 用 学 校	
許可を受けた 利 用 日 時	
還付を受けよう とする理由	
還 付 申 請 額	

《市記入欄》

納付した金額	
還付決定額	
備 考	

報告第4号

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に係るパブリックコメントの結果について

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画策定に係るパブリックコメントの結果について、別紙のとおり報告する。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画策定に係るパブリックコメントの結果について、報告するものである。

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画の策定に係る パブリックコメント結果（案）

- (1) 案件名 第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画（案）
(2) 募集期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月11日（日）まで
(3) 意見提出者 3名
(4) 意見の数 18件
(5) 意見への対応内訳

対応区分	件数
計画に追加又は修正するもの（追加・修正）	0件
計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	5件
計画実施段階で参考とするもの（参考）	0件
その他	13件
合計	18件

整理番号	ご意見（原文のまま記載）	対応	ご意見に対する考え方
1	<p>近年、保育現場では人材確保の難しさや職員の負担増加が課題となっており、子ども一人ひとりに丁寧に関わるための体制づくりがますます重要になっています。計画の中に、保育士等の人材確保・定着支援、働きやすい環境づくりに関する具体的な施策がより明確に盛り込まれることを期待しております。</p>	趣旨記載	<p>30 ページに記載のとおり、再編整備により集約される職員を、特に需要の多い1・2歳児及び特別な配慮が必要なこどもの教育・保育に重点的に配置することとしています。</p> <p>なお、就学前教育・保育施設における人材確保については、市としても重要な課題として捉えており、令和7年（2025年）3月に策定した「京田辺市こども計画」において、「保育士・幼稚園教諭等の確保事業」として処遇改善や確保するための取組を実施することを掲げ、取組を進めております。</p>
2	<p>子育て家庭への切れ目のない支援を実現するため、保育・教育・福祉・医療が連携した支援体制のさらなる充実を希望いたします。</p>	その他	<p>子育て家庭への切れ目のない支援につきましては、「京田辺市こども計画」において、「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」を基本的な視点のひとつとして掲げており、「こども家庭センター」を中心に保育・教育・福祉・医療が連携した子育て支援に取り組んでまいります。</p>
3	<p>本計画が、京田辺市で育つすべての子どもたちと、子育てに関わるすべての人にとって、安心と希望につながるものとなることを願っております。</p>	その他	<p>「第2期京田辺市立幼稚園・保育所等再編整備計画」や「京田辺市こども計画」に掲載している事業の着実な実施に努め、こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり、こどもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり、こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。</p>

4	0・1・2歳の小規模園が増えているが、3歳以降の園が少ないので、そこを改善してほしい。または、0・1・2歳の小規模園の提携園があれば良いのでは	趣旨記載	0歳から2歳児までの小規模保育事業所は、開園する際に同時に連携園を確保しており、卒園後の保育に関しても一定確保しているところですが、その一方で小規模保育事業所の増加により、市全体として3歳児以上の受け入れ枠の拡充が課題となっているところです。 そのため、20 ページに記載のとおり、市立幼稚園について、3～5歳児を対象とした認定こども園への移行を進めます。
5	城陽市にあるような雨でも遊べる室内遊技場があって欲しい。	その他	市政に対するご意見として承ります。
6	兄弟で別の違う園になるのは大変なので何とかして欲しい	その他	きょうだいで同一施設となるよう一定の配慮を行っていますが、必ずしもご希望に沿えない場合もあることから、受け入れ枠拡充のため、20 ページに記載の(仮称)草内こども園の整備事業等を進めているところです。
7	閉園した後の園を有効利用して欲しい	趣旨記載	30 ページに記載のとおり、統合整理された市立幼稚園・保育所の跡地に関しては、市の貴重な資源・財産であることから、全庁的な体制で有効活用を図ります。
8	登園の保護者の多くから、3・4・5歳継続したいと求められる事が多くあり、規模拡大を検討してほしい。	趣旨記載	フルサイズの保育施設は、整備に期間を要することや、0歳から2歳までの高止まりする保育ニーズに速やかに対応する必要があったことから、小規模保育事

			業所等を整備してきたところですが、3歳以上児の受け入れ枠拡充のため、20ページに記載の(仮称)草内こども園の整備事業を進めているところです。
9	22 ページ②松井ヶ丘幼稚園の大住こども園への統合に関して、大住こども園への統合ではなく、3～5歳児の保育のニーズを踏まえて、こども園へ移行するという案はないのでしょうか？施設の老朽化があるので、田辺幼稚園のように一時休園し、将来的にこども園へ移行するという選択肢がなく、統合になるのには理由があるのでしょうか？実際、保育所入所の結果発表があった後に、それまで空いていた大住こども園の幼稚園枠が一瞬にして埋まった為に、本来保育所に入所を希望されていた方が松井ヶ丘幼稚園に入園されている事例もあるので、京田辺市北部における3～5歳児の保育ニーズは今後どのように対応されるのでしょうか？	その他	市北部・中部・南部地域ごとに基幹園となるこども園を整備する方針のもとに大住こども園を整備する一方、園児数の減少により集団教育が困難となった松井ヶ丘幼稚園については、第1期計画でお示ししました要件を満たさなくなったため、大住こども園に統合することとしました。 3～5歳の保育ニーズに対しては、市全体として受け入れ枠の更なる拡充を図ってまいります。
10	21 ページ③こども誰でも通園制度の受け皿の確保に関して。実際、既存施設や空き枠はないのではないのでしょうか？私自身は、まだこども園の一時預かりを利用したことはないのですが、知人から一時預かりは就労されている方が優先的に先に予約ができるため、就労していない保護者はキャンセル待ちでなか	その他	ご意見にありますように、本市において空き枠はほとんどない現状ですが、民間園にも事業参入を促しながら、まずは市立の施設で対応できる範囲で令和8年度より取り組んでまいります。

	<p>なか予約が取れない状況だと聞きました。具体的に、どのように受け皿を確保し、いつ頃から誰でも通園制度を利用できるようになるのでしょうか？是非、活用したいと考えています。</p>		
1 1	<p>23 ページ④田辺東小学校区に河原こども園が整備されたことに関して。3～5 歳児の幼稚園卒が若干名(5 名?)であると聞きました。市立の幼稚園に入園希望されていた方が、入園できずに私立幼稚園しか選択肢にないと話されていましたが、田辺地域に市立幼稚園がほぼないという状況はどのように分析されているのでしょうか？</p>	その他	<p>希望した市立幼稚園に入園できなかった方は、他の市立幼稚園へご案内するなど弾力的な運用を行っています。</p> <p>幼稚園ニーズの減少、施設の老朽化に伴う安全性の確保の観点から統廃合の結果、ご意見のとおり田辺地区において市立幼稚園は減少していますが、同時にこどもたちの教育・保育の機会確保も必要ととらえていることから、私立園と公私連携協定を締結したところでは、</p> <p>これまで培ってきた私立園の識見も生かしながら、幼小接続事業の参画等を通じて市教育委員会と連携し、引き続き質の高い教育・保育を提供してまいります。</p>
1 2	<p>30 ページ 6, 再編整備とともにの(1)(2)(3)に関しては、第 1 期計画の最後のページに書かれている内容とほぼ同じですが、第 1 期計画の成果/課題等の分析はないのでしょうか？再編整備とともに、これらの計画がどのように進められたのか、それを踏まえて第 2 期ではそのように進めていくのかが読み取れませ</p>	その他	<p>30 ページに記載しておりますのは、再編整備とともに進めてきた内容で、今後も継続してまいります。</p> <p>具体的な取組内容や配置状況は、年度ごとに変化することから令和 7 年 3 月に策定いたしました「京田辺市こども計画」において進捗を管理することとしております。</p> <p>保幼小連携の推進に関しては、これまでも市教育委</p>

	<p>んでした。 また(3)に関して、令和9年度より松井ヶ丘幼稚園は大住こども園に統合予定となっておりますが、統合後は松井ヶ丘小学校とも連携していくのでしょうか。現在、給食体験や図書館の利用、作品展の見学、校庭へ遊びに行くなど、かなり密に連携していただけており、未就学児のうちから小学校がとても身近に感じることができています。幼稚園と小学校が隣接しているからこそ、これほど密に連携できているのではないかと思います。大住こども園に統合された場合、今までと同じ頻度や内容で幼小連携ができるのか不安が残ります。</p>		<p>員会と連携し、民間園も含め市内の就学前教育・保育施設と小学校との連携に取り組んでおり、今後もこどもたちがスムーズに小学校生活を過ごせるよう取り組んでまいります。</p>
13	<p>2 ページの「1 計画策定の趣旨」の内容について、まず幼児教育の重要性に触れてほしい。幼稚園教育要領には、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。」と記載があります。 幼児教育とは、読み書きそろばんを教えるのではなく、発達に応じた環境（遊び）を通して学び、生きる力を培うものと理解してお</p>	趣旨記載	<p>30 ページに記載のとおり、市立幼稚園、保育所、こども園は、これまで培ってきた京田辺市の就学前教育・保育の特色を継承発展させ、地域に根ざした施設として子育て支援の中心的な役割を担うほか、特別な配慮が必要なこどもへの対応などに取り組んでまいります。 市教育委員会と連携し、質の高い教育・保育の提供に、引き続き努めてまいります。</p>

	<p>り、京田辺市立幼稚園では遊びを通した学びが大変充実していると感じています。京都府でも非認知能力を伸ばす取り組みをしていると聞きますが、伸びるのは幼児期～小学校低学年です。京田辺の子ども達が健やかに育つために、財政や受け入れ人数の問題だけで議論されるのではなく、計画の趣旨が、質の高い教育・保育の提供のために行われるものであってほしいと強く望みます。</p>		
14	<p>8ページの「今後5年間の就学前教育・保育ニーズの見通し」の内容について、「幼稚園ニーズに関しては、市外のこども園等も受け入れ施設となっているため」とあり、実際にそうですが、地域の園に通わせたいと思ったとき、市外の園に受け入れてもらえなければ供給量は需要を下回るのではないのでしょうか？松井ヶ丘幼稚園の閉園により、松井ヶ丘小学校区はそうなると思います。校区内にある松井ヶ丘保育園の1号認定枠は1学年5人程度です。小学校はまだ1学年3クラスあります。市外に通う子どもの数は示さないのでしょうか？市外の園に何かあったとき、京田辺の子どもが通う園がなくなってしまうというリスクはないのでしょうか？</p>	その他	<p>これまでは概ね小学校区ごとに市立幼稚園を配置してまいりましたが、多様化する教育・保育ニーズ、3～5歳児の保育料無償化により市外の民間園も含めて保護者がそれぞれのご家庭の状況に応じて就学前施設を選択されていることから、市立幼稚園の園児数が減少しているものと認識しています。</p> <p>今後も就学前教育・保育ニーズの動向に留意しつつ、対応を検討してまいります。</p>

15	<p>20 ページの「再編整備の方向性 ①〇松井ケ丘幼稚園を大住こども園へ統合する時期」について記載がありますが、現在大住こども園の3歳児幼稚園枠は定員オーバーをしているのではないのでしょうか？松井ケ丘幼稚園に通う3歳児は5歳児に大住へ転園することが決まることになりましたが、定員の問題はないのか。引越しなどで松井ケ丘幼稚園へ途中入園される方もいます。また、大住小・桃園小校区の方が大住こども園への途中入園を希望されても受け入れ拒否しているのでは？今後、松井ケ丘幼稚園閉園後、大住こども園への入園が叶わなかった場合、松小校区の子が薪幼稚園（こども園？）まで通うことになるのか？願書提出時点での優先順位についての方向性を示してほしいです。大住が定員溢れているのなら、松井ケ丘幼稚園の耐震に問題がない保育室部分を分園として活用することも検討してほしいです。</p>	その他	<p>令和9年4月の統合にあたり、松井ケ丘幼稚園の在園児は、大住こども園で、受け入れをいたします。 統合後、定員を上回った場合は、他の市立幼稚園と同様に運用いたします。</p>
16	<p>20 ページの「再編整備の方向性 ①〇将来的な園区のあり方について検討する」とあり、検討はこれからかと思いますが、地域の園に通わせることのメリットも汲んでほしいと思います。子どもが地域で育つことは、子どもだけでなく保護者にとっても大きなメリットになると考えています。</p>	その他	<p>地域での子育て支援の役割は、就学前教育・保育施設だけでなく、地域社会全体で担うものと認識しており、そのあり方については、引き続き検討してまいります。</p>

17	<p>23 ページの「⑤薪小学校区」の再編整備計画において、令和9年度から3歳児以上の認定こども園へ移行とあります。松井ヶ丘幼稚園が大住こども園と統合する際の説明で、松井ヶ丘幼稚園も需要のある「こども園」にできないのか？という質問が保護者から出ていましたが、こども園は市内に3カ所設置予定で、北部は大住のみなので不可と説明がありました。薪の中部は河原こども園があるにも関わらず、なぜ薪はこども園化できるのか納得ができません。26 ページの「⑧普賢寺幼稚園」の再編整備計画にも同様のことを思いますが、公立でのこども園化は、公立幼稚園が培ってきた質の高い教育が確保されるため賛成です。</p>	その他	<p>生活圏ごとに配置する拠点市立認定こども園については、北部・中部・南部ごとにそれぞれ配置を計画しております。</p> <p>・薪幼稚園と普賢寺幼稚園のこども園化については、この拠点市立認定こども園とは別に、それぞれの地域の保育ニーズに応じて計画しているものです。</p>
18	<p>30 ページの「6 再編整備とともに」の冒頭箇所について、幼児教育センターとしての機能に期待しています。同時に、小学校の先生方の研修や連携を取り、幼小連続カリキュラムの実施に関わる機能にも期待したいです。しかし、この支援が行われる対象が京田辺市内の園・所に限られることが残念です。京田辺市外の園に通う子ども達にも恩恵があるように市外と連携を取るのか、市内の園に戻ってきてもらうような政策を推し進めるのか、今後の方向性について可能であれば言及</p>	その他	<p>これまでも幼小連携に保育所・こども園も加え「保幼小連携」として捉え、民間園も含め、就学前教育・保育施設と小学校の連携に取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性については市教育委員会と検討してまいります。</p>

	していただきたいです。「京田辺市の幼稚園は質が高い」と子育て会議でも言われていました。京田辺の子どもは京田辺で育てる方向に戻ってきてほしいと願っています。		
--	---	--	--

問い合わせ先 ことも未来政策推進室

電 話 0774-64-1350

Eメール mirai@city.kyotanabe.lg.jp

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画
(案)

令和8年3月（策定予定）

京田辺市

目次

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け及び期間	2
3	第1期計画の成果と課題	3
	(1) 第1期計画の成果	3
	(2) 第1期計画の課題	5
4	京田辺市の就学前教育・保育を取り巻く現状と課題	6
	(1) 就学前児童数の推移及び推計	6
	(2) 就学前施設の設置状況	7
	(3) 今後5年間の就学前教育・保育ニーズの見通し	8
	(4) 市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の現状と課題	12
	(5) 市立保育所・こども園（保育所枠）の現状と課題	16
	(6) 「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の創設	19
5	第2期計画	20
	(1) 再編整備の方向性	20
	(2) 小学校区ごとの再編整備計画	21
	① 大住小学校区・桃園小学校区	21
	② 松井ヶ丘小学校区	22
	③ 田辺小学校区	22
	④ 田辺東小学校区	23
	⑤ 薪小学校区	23
	⑥ 草内小学校区	24
	⑦ 三山木小学校区	25
	⑧ 普賢寺小学校区	26
6	再編整備とともに	30
	(1) 人材の活用・資質向上	30
	(2) 看護師の配置	30
	(3) 保幼小連携の推進	30
	(4) 跡地利用	30

1 計画策定の趣旨

本市では、多様化する教育・保育ニーズや今後の就園状況の推移、更には小学校への円滑な接続などといった課題に対応し、京田辺で育つ子どもたちがきらきらと輝くまちを創っていくため、平成29年(2017年)9月に「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

基本方針では、北部・中部・南部の生活圏ごとに市立幼保連携型認定こども園¹を配置した上で、小学校区を基本に市立幼稚園・保育所の再編・集約を進めることとされており、これを具体化するため、令和3年(2021年)7月に令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とする「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」(以下「第1期計画」という。)を策定しました。

このたび、第1期計画の計画期間が満了することに伴い、更なる教育・保育ニーズに応えるため、「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」(以下「第2期計画」という。)を策定するものです。

<こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針(抜粋)>

- ・ 本市のまちづくりの基本となっている北部・中部・南部の生活圏ごとに地域の子育て支援拠点となる市立幼保連携型認定こども園を配置する。
- ・ 小学校区を基本に市立幼稚園・保育所の再編・集約を進めつつ、幼保連携型認定こども園をバランスよく配置していく。
- ・ 市立幼稚園及び保育所園舎の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備に併せて計画的に実施する。

2 計画の位置付け及び期間

第1期計画に続き、基本方針の実行計画として位置付け、計画期間は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

また、本市の最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、幼児期の教育・保育ニーズとその確保方策を定める「第3期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」(「京田辺市こども計画」に包含)及び「京田辺市学校施設長寿命化計画」、「京田辺市福祉施設等長寿命化計画」等との整合を図るものとします。

¹ 幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた施設。3歳以上であれば、保護者が働いている・いないに関わらず子どもを受け入れて、幼児期の教育・保育を一体的に提供する。また、地域の子育て拠点として、子育て家庭に対する相談活動や集いの場の提供などの支援を行う。

3 第1期計画の成果と課題

(1) 第1期計画の成果

第1期計画では、京田辺市の「めざすこども像」の実現に向けて、将来を担うこどもたちを健やかに育てていく上でハード・ソフト両面において望ましい就学前教育・保育環境を提供することを第一とし、計画策定を行いました。

めざすこども像

- 健康で明るいこども
～健康で、自ら生活を楽しむ～
- 人との関わりを楽しむこども
～人への信頼感と愛情をもち、進んで関わる～
- 意欲をもって遊ぶこども
～いろいろなことに興味や関心をもち、行動する～
- よく考えるこども
～身近なことに関わり、考えや思いを伝え合う～
- 豊かな心をもつこども
～緑豊かな自然や文化に触れ、好奇心や創造性を育む～

その基本方針を踏まえつつ、①安全・安心な施設環境の確保、②一定の集団規模の確保、③公立施設の機能強化の3つの考え方を基本として再編整備に取り組みました。

①安全・安心な施設環境の確保

第1期計画の計画期間内に建築後50年を超え、かつ新しい耐震基準を満たしていない園舎を有する市立幼稚園・保育所について、概ね計画どおりに施設整備や統合を進めることができました。

令和5年(2023年)4月には、大住幼稚園を全面的に改築し、北部地域の拠点となる初の市立幼保連携型認定こども園「大住こども園」を新たに整備したほか、令和7年(2025年)4月には、田辺東幼稚園及び河原保育所を統合し、中部地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園「河原こども園」を整備しました。

これらと並行して、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)にかけて0～2歳児を受け入れる民間小規模保育事業所²(3園)及び民間乳児保育所(1園)の計4園を整備し、民間施設での受入れ枠を確保した上で、令和6年(2024年)4月河原保育所分園を本園へ、令和7年(2025年)4月に南山保育所を三山木保育所へそれぞれ統合しました。

②一定の集団規模の確保

幼稚園や保育所においては、同年代の他のこどもと集団活動を行いながら社会性やコミュニケーション力を身に付けることが必要であるため、園児数の減少により集団教育が困難となった園については、原則他園との統合を行い、一定の集団規模を確保することとしています。

令和6年度(2024年度)に、松井ヶ丘幼稚園の園児数が集団教育を実施する上で、困難な数となり、北部地域の拠点として整備した大住こども園への統合に向けて、調整を進めました。

③公立施設の機能強化

北部地域の拠点となる大住こども園、中部地域の拠点となる河原こども園においては、体調不良児対応型病児保育事業を実施するなど、教育・保育環境の向上に努めたほか、一時的保育事業や子育て相談事業などの地域の子育て家庭に向けた子育て支援事業を実施することにより、地域に根ざした基幹園としての施設機能強化を図りました。

再編整備後の市立こども園に限らず、市立幼稚園・保育所においても、引き続き地域とのつながりを深めながら幼小連携、特別支援教育、医療的ケア児の受入れなどにおける中心的な役割を担っていくため、集約される人的・物的資源を効果的に活用し、教育・保育内容の向上に努めました。

² 主に0～2歳児を対象とした小規模な保育施設。利用定員は最大19人。

(2) 第1期計画の課題

第1期計画においては、草内小学校区の就学前施設について、令和7年度(2025年度)から草内保育所の3～5歳児部分を草内幼稚園へ統合し、幼保連携型認定こども園「(仮称)草内こども園」へ移行するとともに、草内保育所の0～2歳児部分については、3～5歳児部分の施設の減築を行い、現在の場所で0～2歳児のみを受け入れる保育所とすることとしていました。

しかし、第1期計画期間中に整備した民間小規模保育事業所等からの卒園児の受け入れ先の不足が市内中南部地域を中心に、当面の間、見込まれることとなり、草内小学校区における再編整備を一旦見合わせることとなりました。

3～5歳児の受け入れ枠を確保しつつ、耐震基準を満たしていない施設の統廃合を進めるため、新たな幼保連携型認定こども園の整備を進めるべく、令和6年度(2024年度)中に草内保育所の近隣地に「(仮称)草内こども園」の整備に係る用地を確保しましたので、早急に整備していく必要があります。

また、松井ヶ丘幼稚園を大住こども園へ円滑に統合していくことが求められています。

一方、社会経済状況を背景に、高まる1・2歳児の保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した小規模保育施設を前倒しで整備しましたが、さらに高まっているニーズへ対応するため、民間活力を活用した小規模保育事業所等の整備を引き続き柔軟に進める必要があります。

4 京田辺市の就学前教育・保育を取り巻く現状と課題

(1) 就学前児童数の推移及び推計

- ・ 就学前児童数は、令和3年(2021年)には3,782人でしたが、令和7年(2025年)には3,377人に減少。令和12年(2030年)には3,269人と見込まれています。
- ・ 特に3～5歳児については、令和3年(2021年)以降右肩下がり減少し、令和7年(2025年)の1,884人から令和12年(2030年)には1,748人となり、136人の減となる見込みです。

図1 就学前児童数の推移 (単位:人)

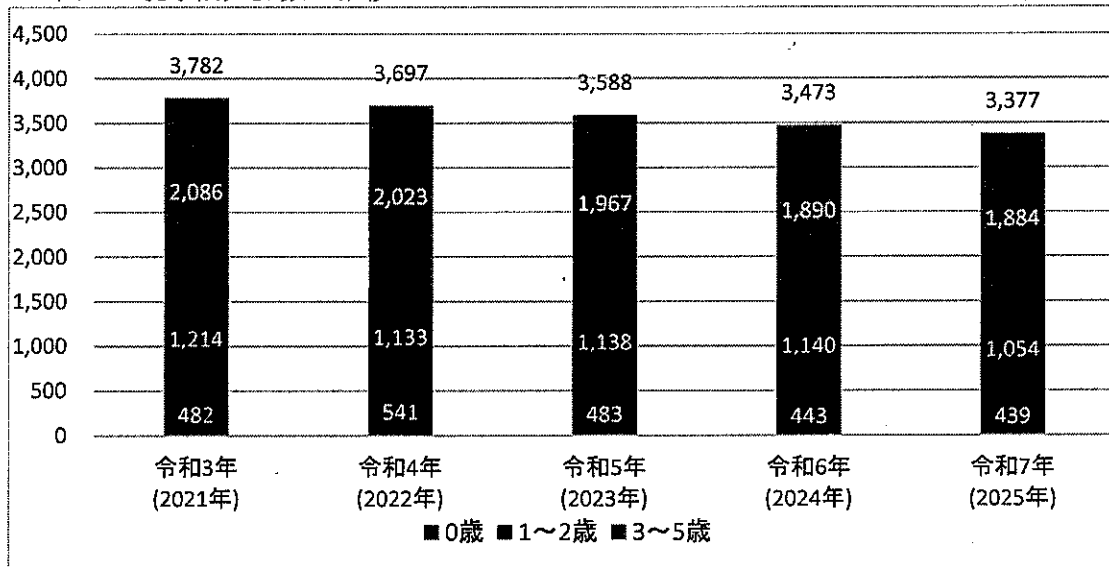
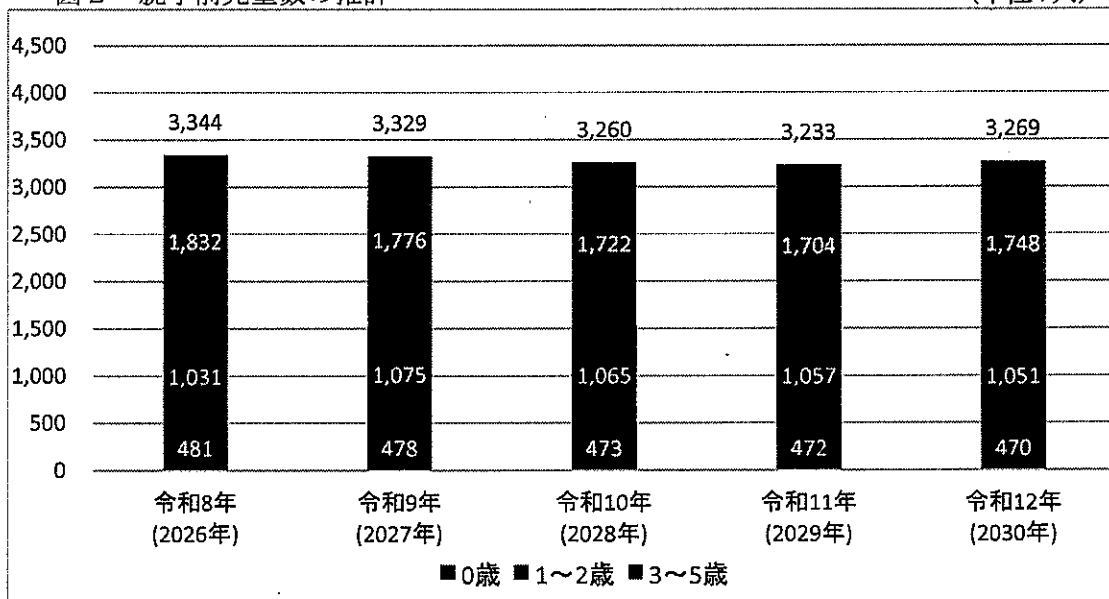


図2 就学前児童数の推計³ (単位:人)



³ 令和8年(2026年)～令和12年(2030年)は、京田辺市こども計画策定時(令和7年(2025年)3月)における推計児童数。

(2) 就学前施設の設置状況

- ・ 幼稚園・保育所等の公立就学前施設が10園（幼稚園6園、保育所2園、こども園2園）、私立就学前施設が12園（幼稚園2園、保育園3園、幼保連携型認定こども園3園、小規模保育事業所4園。認可外保育施設を除く。）設置されています。

表1 京田辺市の就学前施設

地域	小学校区	市立 幼稚園	市立 保育所	市立 こども園	私立 幼稚園	私立 保育園	私立 こども園	私立 小規模保育
北部	大住			大住 ⁴		大住		
	松井ヶ丘	松井ヶ丘					松井ヶ丘	
	桃園				そよかぜ			
中部	薪	薪				みみづく		
	田辺	田辺 (R8.4 休園)			聖愛			ニチイ ⁴ ほほえみ ⁴ (京田辺園)
	田辺東			河原 ⁴				
	草内	草内	草内					まゆあい ⁴
南部	三山木	三山木	三山木			ウェルネス ⁴	こもれび みんなのき	ほほえみ ⁴ (三山木園)
	普賢寺	普賢寺						

⁴ 第1期計画期間中に整備した施設（7園） ニチイキッズたなべ保育園（令和4年（2022年）4月開園）、ほほえみ保育園京田辺園（令和4年（2022年）11月開園）、まゆあいのおうち保育園（令和5年（2023年）4月開園）、ウェルネス保育園京田辺（令和5年（2023年）4月開園）、大住こども園（令和5年（2023年）4月開園）、河原こども園（令和7年（2025年）4月）、ほほえみ保育園三山木園（令和7年（2025年）10月開園）

(3) 今後5年間の就学前教育・保育ニーズの見通し

① 教育（幼稚園）ニーズ

- ・ 幼稚園ニーズは、第1期計画に比べ、令和8年度(2026年度)以降の見込みを大幅に減らすこととなり（5割程度）、令和12年(2030年)までの5年間の計画期間を通じた見込みについては、約620人程度をピークに緩やかに減少するものと見込んでいます。
- ・ 幼稚園ニーズに対応する京田辺市内幼稚園等の施設定員は、施設の再編整備を考慮しない場合には、計画期間を通じてニーズ量を500人～550人程度上回ることとなります。
- ・ 幼稚園ニーズに関しては、市外のこども園等も受け入れ施設となっているため、実際には更に大幅な施設定員の余剰が生じます。

表2 幼稚園ニーズの見込みと施設定員（※再編考慮なし見込み） (単位：人)

年度		令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
児童数		1,832	1,776	1,722	1,704	1,748
ニーズ量① ⁵		623	604	586	580	595
施設定員② ⁶		1,128	1,128	1,128	1,128	1,128
市立	幼稚園	580	580	580	580	580
	こども園	120	120	120	120	120
	小計	700	700	700	700	700
私立	幼稚園	338	338	338	338	338
	こども園	90	90	90	90	90
	小計	428	428	428	428	428
過不足②-①		505	524	542	548	533

⁵ 令和8年(2026年)～令和11年(2029年)は、京田辺市こども計画におけるニーズ量。令和12年(2030年)は、こども計画策定時に算出した数値(表2・4・5において同じ)。表3のニーズ量は、こども計画策定時の数値から令和7年(2025年)4月の実績を踏まえ、算出し直した数値

⁶ 京田辺市内の幼稚園・こども園(幼稚園枠)の利用定員。

② 保育ニーズ

< 3～5歳児 >

- ・ 3～5歳児の保育ニーズにおける令和8年度(2026年度)以降の見込みは、第1期計画策定時と比べると、2割程度上回る水準で推移しています。令和8年(2026年)の1,032人をピークに、令和11年(2029年)まで緩やかに減少するものと見込んでいます。
- ・ 保育ニーズに対応する京田辺市内保育所等の施設定員は、施設の再編整備を考慮しない場合には、保育ニーズが施設定員を上回る状況＝定員不足となります。
- ・ 3～5歳児に関しては、市外のこども園等も受け入れ施設となっているところですが(令和7年(2025年)4月現在で124人が利用)、保育ニーズに対応するには十分ではない状況です。

表3 保育ニーズの見込みと施設定員(3～5歳児)(※再編考慮なし見込み)(単位:人)

年度		令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
児童数		1,832	1,776	1,722	1,704	1,748
ニーズ量①		1,032	1,000	970	960	985
施設定員②		965	965	965	965	965
市立	保育所	246	246	246	246	246
	こども園	175	175	175	175	175
	小計	421	421	421	421	421
私立	保育園	217	217	217	217	217
	こども園	297	297	297	297	297
	企業主導型	30	30	30	30	30
	小計	544	544	544	544	544
過不足②-①		▲67	▲35	▲5	5	▲20

< 1・2歳児 >

- ・ 1・2歳の保育ニーズにおける令和8年度(2026年度)以降の見込みは、第1期計画策定時と比べると、1割程度上回る水準で推移しています。令和9年(2027年)の614人をピークに、令和12年(2030年)まで緩やかに減少するものと見込んでいます。
- ・ 保育ニーズに対応する京田辺市内保育所等の施設定員は、第1期計画における施設整備により大幅に増加しましたが、更なる施設の再編整備を考慮しない場合には、計画期間を通じて保育ニーズが施設定員を上回る状況＝定員不足が続きます。

表4 保育ニーズの見込みと施設定員(1・2歳児) (※再編考慮なし見込み) (単位:人)

年度		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
		(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
児童数		1,031	1,075	1,065	1,057	1,051
ニーズ量①		588	614	608	604	600
施設定員②		575	575	575	575	575
市立	保育所	97	97	97	97	97
	こども園	95	95	95	95	95
	小計	192	192	192	192	192
私立	保育園	139	139	139	139	139
	こども園	184	184	184	184	184
	企業主導型	18	18	18	18	18
	小規模保育	42	42	42	42	42
	小計	383	383	383	383	383
過不足②-①		▲13	▲39	▲33	▲29	▲25

< 0 歳児 >

- ・ 0 歳の保育ニーズにおける令和 8 年度(2026 年度)以降の見込みは、第 1 期計画と比べ、1 割程度低い水準で推移しています。令和 8 年(2026 年)から令和 1 2 年(2030 年)までの 5 年では、概ね 95 人程度で横ばいとなる見込みです。
- ・ 保育ニーズに対する施設定員の不足は解消されており、計画期間中において余剰が生じる可能性があります。

表 5 保育ニーズの見込みと施設定員 (0 歳児) (※再編考慮なし見込み) (単位:人)

年度		令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
児童数		481	478	473	472	470
ニーズ量①		97	96	95	95	94
施設定員②		141	141	141	141	141
市立	保育所	27	27	27	27	27
	こども園	24	24	24	24	24
	小計	51	51	51	51	51
私立	保育園	34	34	34	34	34
	こども園	37	37	37	37	37
	企業主導型	4	4	4	4	4
	小規模保育	15	15	15	15	15
	小計	90	90	90	90	90
過不足②-①		44	45	46	46	47

(4) 市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の現状と課題

① 園児等の推移

- ・ 市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の園児数は、幼稚園で預かり保育を拡大した平成27年(2015年)以降回復傾向が続いていましたが、幼児教育・保育の無償化が実施された令和元年(2019年)から急激に減少しています。
- ・ 令和6年(2024年)の園児数は354人で、過去10年間で最少、ピーク時の平成29年(2017年)に比べると405人(53.4%)の減少となっています。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園に対する料金面での優位性が失われたことや、コロナ禍や物価高騰を背景に保育ニーズへのシフトがますます進んだことが大幅な減少の要因と考えられます。
- ・ なお、市立幼稚園で弁当給食を導入したことにより、令和7年(2025年)の園児は357人とほぼ横ばいになりました。

図3 園児数の推移

(単位:人)

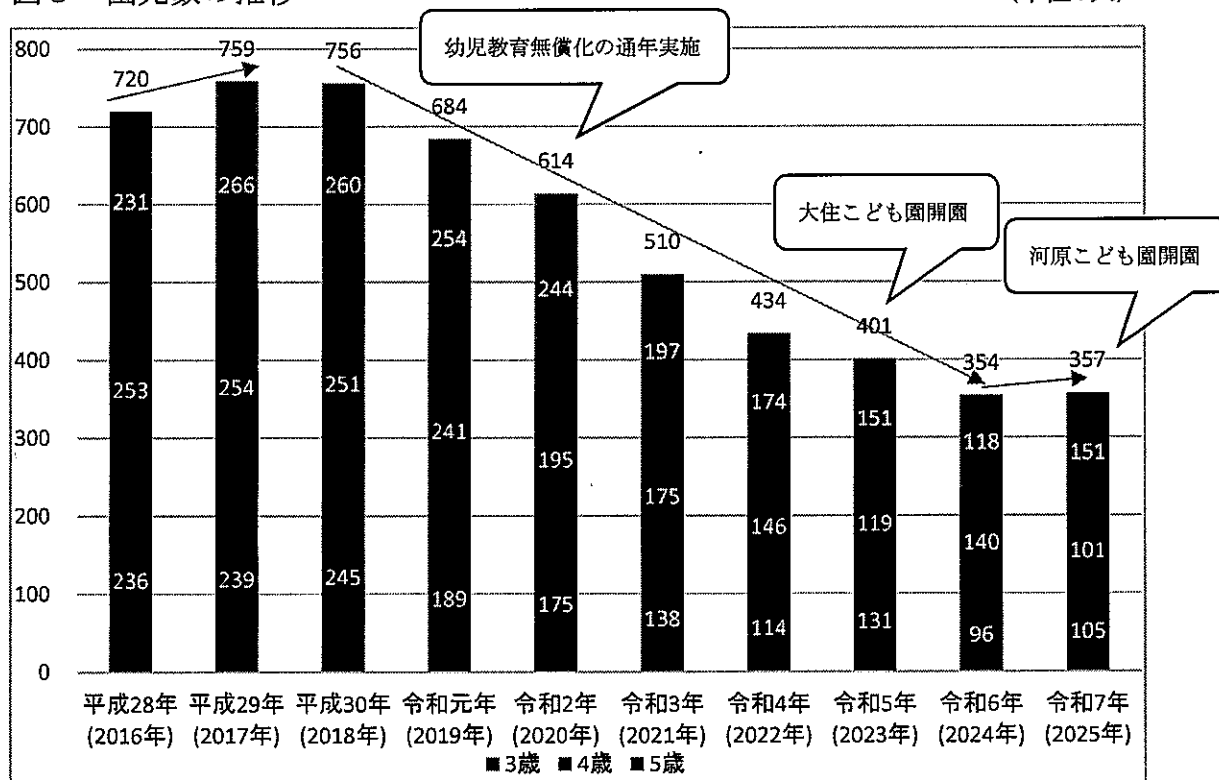


表6 京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）（令和7年(2025年)5月1日現在）

幼稚園名	敷地面積	園児数				定員	充足率
		3歳児	4歳児	5歳児	合計		
松井ヶ丘幼稚園	2,388 m ²	4人	8人	7人	19人	90人	21.1%
薪幼稚園	3,326 m ²	14人	11人	26人	51人	160人	31.9%
田辺幼稚園	2,976 m ²	—	—	22人	22人	180人	12.2%
草内幼稚園	1,675 m ²	20人	15人	23人	58人	160人	36.3%
三山木幼稚園	2,042 m ²	24人	35人	35人	94人	95人	98.9%
普賢寺幼稚園 ⁷	1,273 m ²	6人	7人	10人	23人	80人	28.6%
大住こども園	2,787 m ²	32人	21人	23人	76人	105人	72.4%
河原こども園	3,798 m ²	5人	4人	5人	14人	15人	93.3%
合計	20,265 m ²	105人	101人	151人	357人	885人	40.3%

⁷ 普賢寺児童館との複合施設。

② 施設状況

- ・ 令和2年(2020年)4月1日現在においては、市立幼稚園の園舎の半数以上が築後40年以上経過していたことから、第1期計画期間中にこども園の施設整備や既存の園舎の長寿命化改修等を行いました。
- ・ 令和7年(2025年)4月1日現在において、新しい耐震基準(新耐震基準)⁸を満たしていない園舎は2園4棟となっています。

表7 市立幼稚園施設の状況 (令和7年(2025年)4月1日現在)

幼稚園名	棟番号	構造	建築年月	築年数	新耐震基準	耐用年数 ⁹
松井ヶ丘幼稚園	001	鉄筋コンクリート造	昭和54年3月	46年	×	○
	004	鉄筋コンクリート造	平成17年3月	20年	○	○
薪幼稚園	001	鉄筋コンクリート造	昭和55年3月	45年	○ ¹⁰	○
	004	鉄筋コンクリート造	昭和61年2月	39年	○	○
	005	鉄骨造	平成17年9月	19年	○	○
	006	鉄骨造	平成18年12月	18年	○	○
田辺幼稚園	001	鉄骨造	昭和46年3月	54年	×	×
	002	鉄骨造	昭和48年2月	52年	×	×
	003	鉄筋コンクリート造	昭和50年12月	49年	×	×
	004	鉄骨造	平成15年3月	22年	○	○
草内幼稚園	004	鉄筋コンクリート造	平成5年12月	31年	○	○
	004-1	鉄筋コンクリート造	平成14年1月	23年	○	○
三山木幼稚園	001	鉄筋コンクリート造	昭和53年3月	47年	○ ¹⁰	○
	002	鉄筋コンクリート造	平成9年3月	28年	○	○
普賢寺幼稚園	001	鉄筋コンクリート造	平成12年3月	25年	○	○

⁸ 昭和56年(1981年)6月1日に施行された耐震基準。

⁹ 本計画における耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定められている法定耐用年数(鉄骨造が34年、鉄筋コンクリート造が47年)

¹⁰ 突出部のみ補強が必要となる場所、薪幼稚園及び三山木幼稚園については、令和4年度(2022年度)の改修工事により対応済み。

③ 運営経費

- ・ 市立幼稚園の令和5年度(2023年度)の年間運営経費は、505,861千円で平成30年度(2018年度)の510,162千円と比べて、4,301千円低くなりました。令和5年度(2023年度)決算額のうち、98.8%を市税などの一般財源で賄っています。
- ・ 園児一人に対する一般財源投入額は1,261千円です。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により、令和2年度(2020年度)以降は運営経費のほとんど全てが一般財源で賄われています。

表8 市立幼稚園の運営経費（令和5年度（2023年度）決算）

歳入	決算額	園児一人当たり	構成比
預かり保育等利用料	2,280千円	6千円	0.5%
国府負担補助	3,810千円	9千円	0.7%
一般財源	499,771千円	1,246千円	98.8%
合計	505,861千円	1,261千円	100.0%

歳出	決算額	園児一人当たり	構成比
職員給与費	453,830千円	1,131千円	89.7%
運営費	52,031千円	130千円	10.3%
合計	505,861千円	1,261千円	100.0%

- ・ 一方で、私立幼稚園等に対する令和5年度(2023年度)の助成費は、338,362千円で平成30年度(2018年度)の97,400千円と比べて、240,962千円増加しましたが、令和5年度(2023年度)決算額のうち、70.8%を国や府からの補助金で賄っています。

表9 私立幼稚園等に係る経費（令和5年度（2023年度）決算）

歳入	決算額	園児一人当たり	構成比
国府負担補助	239,621千円	428千円	70.8%
一般財源	98,741千円	176千円	29.2%
合計	338,362千円	604千円	100.0%

歳出	決算額	園児一人当たり	構成比
幼稚園教育助成費	338,362千円	604千円	100.0%
合計	338,362千円	604千円	100.0%

(5) 市立保育所・こども園（保育所枠）の現状と課題

① 園児等の推移

- ・ 市立保育所の園児数は、保育士不足により140人の待機児童が発生した平成29年(2017年)を除き、650人程度の水準で推移していましたが、令和7年度(2025年度)は627人となりました。
- ・ 令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)にかけて0～2歳児を受け入れる民間小規模保育事業所(3園)及び民間乳児保育所(1園)の計4園を整備したことから、大幅に民間施設での受け入れ枠が拡充され、令和5年度において市立保育所での受け入れは若干減少しました。
- ・ また、令和6年(2024年)4月の河原保育所分園の廃止及び令和7年(2025年)4月の南山保育所の廃止も、園児数の減少に影響していると考えられます。
- ・ なお、令和7年(2025年)4月の河原こども園の開園に伴い、同園については保育所枠の引下げ(230人→215人)を行っていますが、今後も弾力化運用(定員超過受入)が見込まれるとともに、三山木保育所についても定員250人前後の受入れ状況が続いており、保育環境が過密化しています。

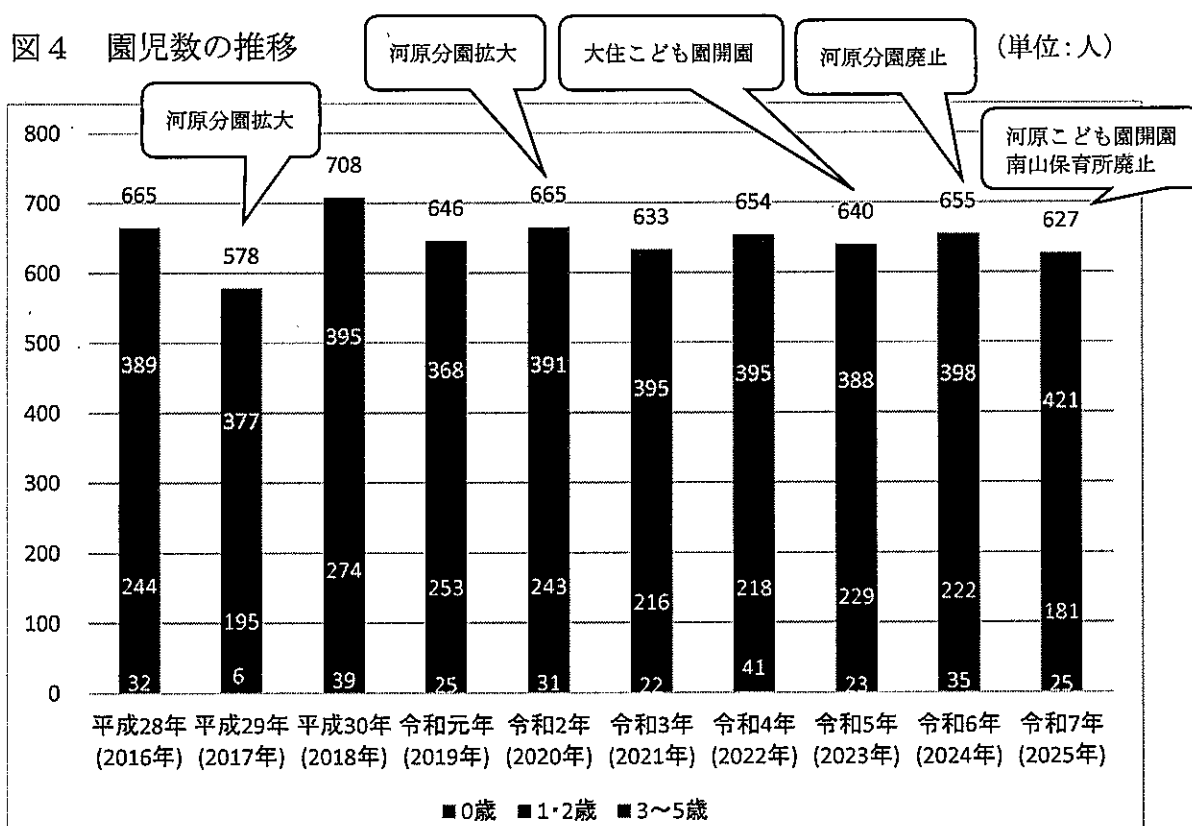


表10 京田辺市立保育所・こども園

(令和7年(2025年)4月1日現在)

保育所名	敷地面積	園児数				定員	充足率
		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計		
草内保育所	1,677 m ²	5人	26人	65人	96人	120人	80.0%
三山木保育所	4,228 m ²	8人	65人	166人	239人	250人	95.6%
大住こども園	2,787 m ²	3人	25人	53人	81人	79人	102.5%
河原こども園	3,798 m ²	9人	65人	137人	211人	215人	98.1%
合計	12,490 m ²	25人	181人	421人	627人	664人	94.4%

② 施設状況

- ・ 令和2年(2020年)4月1日現在においては、草内保育所の1棟のほか、河原保育所分園及び南山保育所が新しい耐震基準⁸を満たしていなかったことから、第1期計画期間中に河原保育所分園及び南山保育所を廃止しました。
- ・ 残る草内保育所の1棟については、現在の場所における施設整備が困難です。
- ・ なお、第2期計画期間中も出生数の減少が見込まれますが、当面は住宅開発が続くことや共働き世帯増加による保育ニーズの高まりが予想されます。

表11 市立保育所・こども園施設の状況

(令和7年(2025年)4月1日現在)

保育所名	棟番号	構造	建築年月	築年数	新耐震基準	耐用年数
草内保育所	001	鉄骨造	昭和50年3月	50年	×	×
	002	鉄筋コンクリート造	昭和52年3月	48年	△ ¹⁰	×
	003	鉄筋コンクリート造	平成9年3月	28年	○	○
三山木保育所	001	鉄筋コンクリート造	平成27年3月	10年	○	○
大住こども園	001	鉄骨造	令和5年4月	2年	○	○
河原こども園	001	鉄筋コンクリート造	平成22年2月	15年	○	○

③ 運営経費

- ・ 市立保育所の年間運営経費は、令和5年度(2023年度)決算で1,431,544千円となっています。
- ・ 89.6%を市税などの一般財源で賄っています。
- ・ 園児一人に対する一般財源投入額は2,236千円にも上ります。
- ・ 近年は人件費に係る負担が急激に増加しています。
- ・ 大住こども園の開園や加配保育士の配置など市立保育所・こども園の肥大化が要因と考えられます。

表12 市立保育所の運営経費(令和5年度(2023年度)決算)

歳入	決算額	園児一人当たり	構成比
保育料等	114,822千円	179千円	8.0%
国府負担補助	33,970千円	53千円	2.4%
その他	54千円	0千円	0.0%
一般財源	1,282,698千円	2,004千円	89.6%
合計	1,431,544千円	2,236千円	100.0%

歳出	決算額	園児一人当たり	構成比
職員給与費	1,132,120千円	1,769千円	79.1%
保育所管理費	299,434千円	467千円	20.9%
合計	1,431,544千円	2,236千円	100.0%

図5 市立保育所・こども園職員給与費の推移(単位:千円)

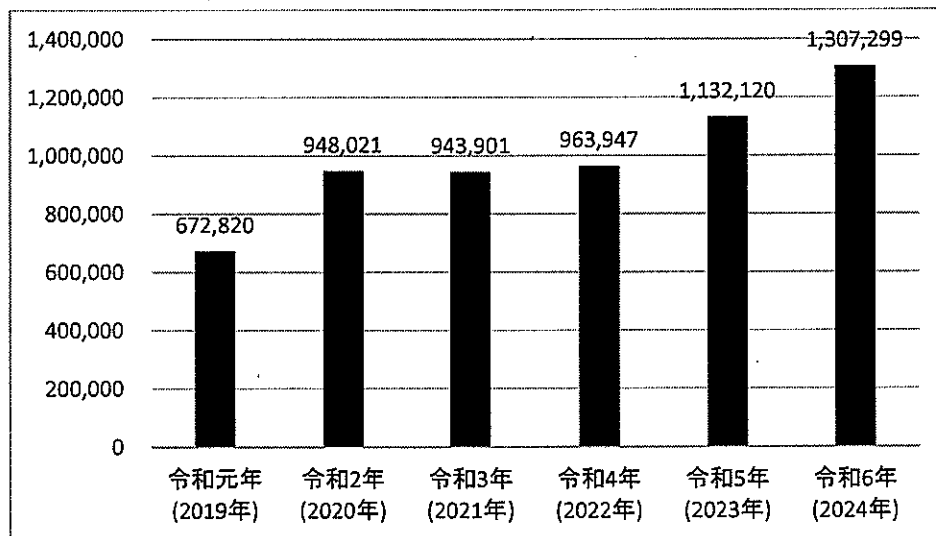


表 1 3 私立保育園等に係る経費（令和 5 年度(2023 年度)決算）

歳入	決算額	園児一人当たり	構成比
保育料	49,949 千円	52 千円	3.9%
国府負担補助	927,927 千円	976 千円	73.0%
一般財源	294,471 千円	309 千円	23.1%
合計	1,272,347 千円	1,337 千円	100.0%

歳出	決算額	園児一人当たり	構成比
委託費・給付費	1,128,749 千円	1,186 千円	88.7%
運営補助金等	143,598 千円	151 千円	11.3%
合計	1,272,347 千円	1,337 千円	100.0%

(6) 「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の創設

- 「こども誰でも通園制度」とは、令和 8 年(2026 年) 4 月から児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として位置づけられる制度です。
- 保育所その他の施設において、保育所等に入所していない満 3 歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 令和 8 年(2026 年) 4 月からの実施に向けて体制を整備する必要があります。

5 第2期計画

(1) 再編整備の方向性

① 市立幼稚園・保育所等のこども園化、統合等の推進

- 第1期計画においては、北部地域及び中部地域に拠点となる市立幼保連携型認定こども園を配置し、地域内の市立幼稚園及び保育所の集約・統合母体とし、地域の基幹園として施設機能強化を図りましたが、南部地域については、第2期計画期間中においても、就学前児童数の増加が見込まれることから、集約・統合の時期につき、慎重に検討を進めていきます。
- 園児数の減少により集団教育が困難となった園は、原則、地域内の拠点市立幼保連携型認定こども園に統合するという方針に基づき、松井ヶ丘幼稚園を大住こども園へ統合する時期を令和9年(2027年)4月とします。
- 保育ニーズの増加により3歳以上児の受け入れ枠の確保が課題となっていることから、市立幼稚園について、3～5歳児を対象とした認定こども園への移行を進めます。
- 「(仮称)草内こども園」について、令和9年(2027年)4月の開園に向けての準備を進めます。
- 再編整備により幼稚園の統合を進める中、幼稚園の通園区域(園区)を小学校区に合わせることで困難となってきたため、教育委員会とも協議、連携し、将来的な園区のあり方について検討します。

② 更なる民間活力の活用

- 新設の「(仮称)草内こども園」については、多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、民間活力を活用した整備を進めます。
- 社会経済情勢や最新のニーズ調査からも、当分の間は、1・2歳児の保育ニーズの増加が見込まれるため、民間小規模保育事業所の整備により、引き続き待機児童の発生防止を図ります。

③ こども誰でも通園制度の受け皿の確保

- 既存施設や空き枠の活用、必要に応じて新たな実施場所を確保するなど、利用を希望する全てのこどもが利用できるように整備を進めます。

(2) 小学校区ごとの再編整備計画

北部地域

① 大住小学校区・桃園小学校区

ア 大住幼稚園 / 大住こども園

令和5年(2023年)4月に、大住幼稚園を全面的に改築し、北部地域の拠点となる初の市立幼保連携型認定こども園大住こども園を新たに整備しました。

表14 大住幼稚園 / 大住こども園の園児数の推移

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
	大住幼稚園		大住こども園		
0歳児			5人	5人	5人
1歳児			13人	13人	13人
2歳児			10人	15人	15人
3歳児	14人	20人	28(13)人	40(19)人	48(32)人
4歳児	18人	17人	33(17)人	35(20)人	42(21)人
5歳児	29人	19人	19(16)人	22(15)人	39(23)人
合計	61人	56人	108(46)人	130(54)人	162(76)人

() 内は1号認定の数

② 松井ヶ丘小学校区

ア 松井ヶ丘幼稚園

令和6年度(2024年度)において、集団保育が困難となったため、北部地域の拠点として整備した大住こども園へ令和9年(2027年)4月に統合します。

表15 松井ヶ丘幼稚園の園児数の推移 (各年5月1日現在)

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
3歳児	9人	8人	5人	8人	4人
4歳児	13人	11人	10人	4人	8人
5歳児	11人	11人	13人	11人	7人
合計	33人	30人	28人	23人	19人

中部地域

③ 田辺小学校区

ア 田辺幼稚園

昭和46年(1971年)に開園した田辺幼稚園は、主要な園舎が現在の新しい耐震基準を満たしておらず、第1期計画期間内に建築後50年を経過しました。

敷地や敷地周辺に仮設園舎を設置する余裕がないなど、現在地で改築等の施設整備を行い、園児にとって安全・安心な施設環境を確保することは困難であるため、令和6年度(2024年度)から新入園児の募集を順次停止しており、令和8年度(2026年度)から休園します。

表16 田辺幼稚園施設の状況 (令和7年(2025年)4月現在)

棟番号	構造	建築年月	築年数	新耐震 基準	耐用 年数
001	鉄骨造	昭和46年3月	54年	×	×
002	鉄骨造	昭和48年2月	52年	×	×
003	鉄筋コンクリート造	昭和50年12月	49年	×	×
004	鉄骨造	平成15年3月	22年	○	○

表17 田辺幼稚園の園児数の推移 (各年5月1日現在)

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
3歳児	24人	15人	23人	—	—
4歳児	26人	25人	14人	22人	—
5歳児	38人	26人	24人	13人	22人
合計	88人	66人	61人	35人	22人

④ 田辺東小学校区

ア 河原保育所 / 河原こども園

令和7年(2025年)4月に田辺東幼稚園及び河原保育所を統合し、中部地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園河原こども園を整備しました。

表18 河原保育所 / 河原こども園の施設の概要

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
	河原保育所				河原こども園
0歳児	10人	18人	8人	14人	9人
1歳児	43人	43人	38人	27人	27人
2歳児	57人	58人	48人	42人	38人
3歳児	58人	53人	47人	47人	50(5)人
4歳児	56人	55人	52人	46人	51(4)人
5歳児	44人	55人	55人	50人	50(5)人
合計	268人	284人	238人	226人	225(14)人

() 内は1号認定の数

⑤ 薪小学校区

ア 薪幼稚園

昭和55年(1980年)に開園した薪幼稚園は、京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、令和4年度(2022年度)に園舎の長寿命化改修等を実施しました。

また、市全体として、保育ニーズの増加により3歳以上児の受け入れ枠の確保が課題となっていることから、駐車場を整備して、令和9年度(2027年度)から認定こども園へ移行します。

表 1 9 薪幼稚園の園児数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
3 歳児	30 人	16 人	24 人	10 人	14 人
4 歳児	38 人	28 人	18 人	24 人	11 人
5 歳児	36 人	39 人	29 人	18 人	25 人
合計	104 人	83 人	71 人	52 人	50 人

⑥ 草内小学校区

令和 9 年(2027 年) 4 月に民設民営の幼保連携型認定こども園「(仮称) 草内こども園」を新設します。

ア 草内幼稚園

「(仮称) 草内こども園」の新設に伴い、同園への統合に向けた調整を進めます。

表 2 0 草内幼稚園の園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
3 歳児	20 人	17 人	24 人	17 人	20 人
4 歳児	19 人	23 人	17 人	24 人	15 人
5 歳児	27 人	19 人	23 人	18 人	23 人
合計	66 人	59 人	64 人	59 人	58 人

イ 草内保育所

「(仮称) 草内こども園」の新設に伴い、同園への統合に向けた調整を進めます。

表 2 1 草内保育所施設の状況 (令和 7 年(2025 年)4 月 1 日現在)

棟番号	構造	建築年月	築年数	新耐震 基準	耐用 年数
001	鉄骨造	昭和 50 年 3 月	50 年	×	×
002	鉄筋コンクリート造	昭和 52 年 3 月	48 年	△ ¹⁰	×
003	鉄筋コンクリート造	平成 9 年 3 月	28 年	○	○

表 2 2 草内保育所の園児数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
0 歳児	6 人	8 人	4 人	6 人	5 人
1 歳児	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
2 歳児	14 人	15 人	15 人	15 人	14 人
3 歳児	25 人	19 人	21 人	24 人	20 人
4 歳児	19 人	25 人	19 人	22 人	24 人
5 歳児	21 人	16 人	25 人	20 人	21 人
合計	97 人	95 人	96 人	99 人	96 人

南部地域

⑦ 三山木小学校区

南部地域においては、引き続き就学前児童数の増加が見込まれることから、当分の間は、現施設で三山木幼稚園、三山木保育所としての運営を継続します。

その後、南部地域の拠点市立幼保連携型認定こども園「(仮称) 三山木こども園」への集約・統合に向けて、検討を進めます。

ア 三山木幼稚園

昭和 5 1 年(1976 年)に開園した三山木幼稚園は、京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、令和 4 年度(2022 年度)に園舎の耐震補強を実施しました。

表 2 3 三山木幼稚園の園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
3 歳児	26 人	23 人	33 人	31 人	24 人
4 歳児	34 人	30 人	25 人	34 人	35 人
5 歳児	35 人	34 人	33 人	25 人	35 人
合計	95 人	87 人	91 人	90 人	94 人

イ 三山木保育所

昭和 2 9 年(1954 年)に開所した三山木保育所は、平成 2 7 年(2015 年)に新築移転された園舎です。

表 2 4 三山木保育所の園児数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
0 歳児	6 人	16 人	9 人	12 人	8 人
1 歳児	31 人	31 人	30 人	28 人	31 人
2 歳児	32 人	38 人	38 人	59 人	34 人
3 歳児	52 人	51 人	51 人	46 人	70 人
4 歳児	65 人	53 人	49 人	50 人	46 人
5 歳児	54 人	68 人	51 人	50 人	50 人
合計	240 人	257 人	228 人	245 人	239 人

⑧ 普賢寺小学校区

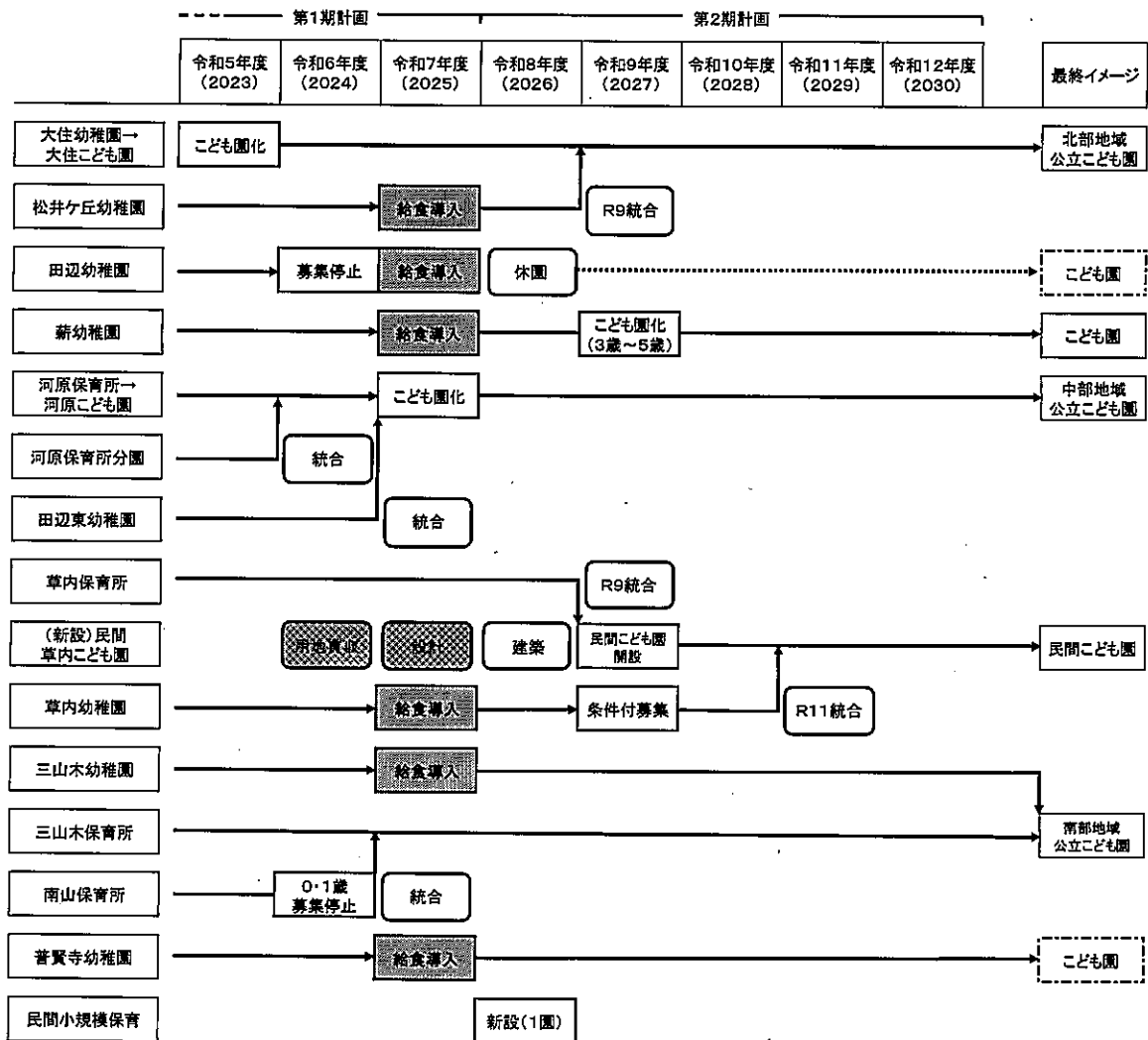
ア 普賢寺幼稚園

平成 1 2 年(2000 年)に開園した普賢寺幼稚園は、少人数ではあるものの、地域特性があることや、小規模特認校制度を採用している普賢寺小学校へのつながりもあり、当分の間は、現施設で幼稚園としての運営を継続しますが、市全体として、保育ニーズの増加による 3 歳以上児の受け入れ枠の確保が課題となっていることから、将来的には、認定こども園へ移行します。

表 2 5 普賢寺幼稚園の園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
3 歳児	11 人	11 人	7 人	6 人	6 人
4 歳児	18 人	9 人	12 人	8 人	7 人
5 歳児	16 人	17 人	9 人	11 人	10 人
合計	45 人	37 人	28 人	25 人	23 人

<第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画チャート>



- ・草内地区における統合は、代替施設となる民間こども園の整備が前提となります。
- ・草内幼稚園の条件付募集は、(新設)民間草内こども園への統合が前提の募集です。
- ・このチャートは現時点での予定であり、就学前児童数や保育ニーズの状況により変更する場合があります。

＜再編整備後の教育・保育ニーズの見込みと施設定員＞

表 2 6 教育（幼稚園）ニーズの見込みと施設定員 (単位：人)

年度		令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
児童数		1,832	1,776	1,722	1,704	1,748
ニーズ量①		623	604	586	580	595
施設定員②		1,128	1,018	1,018	858	858
市立	幼稚園	580	330	330	170	170
	こども園	120	200	200	200	200
	小計	700	530	530	370	370
私立	幼稚園	338	338	338	338	338
	こども園	90	150	150	150	150
	小計	428	488	488	488	488
過不足②-①		505	414	432	278	263

表 2 7 保育ニーズの見込みと施設定員（3～5 歳児） (単位：人)

年度		令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
児童数		1,832	1,776	1,722	1,704	1,748
ニーズ量①		1,032	1,000	970	960	985
施設定員②		965	1,039	1,039	1,039	1,039
市立	保育所	246	162	162	162	162
	こども園	175	255	255	255	255
	小計	421	417	417	417	417
私立	保育園	217	217	217	217	217
	こども園	297	375	375	375	375
	企業主導型	30	30	30	30	30
	小計	544	622	622	622	622
過不足②-①		▲67 ¹¹	39	69	79	54

¹¹ 保育所（園）、こども園の定員弾力化（定員超過受入）により対応するため、実際には不足は生じない見込み。以下の過不足数についても同じ。

表 28 保育ニーズの見込みと施設定員 (1・2 歳児)

(単位:人)

年度		令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
児童数		1,031	1,075	1,065	1,057	1,051
ニーズ量①		588	614	608	604	600
施設定員②		588	609	609	609	609
市立	保育所	97	70	70	70	70
	こども園	95	95	95	95	95
	小計	192	165	165	165	165
私立	保育園	139	139	139	139	139
	こども園	184	232	232	232	232
	企業主導型	18	18	18	18	18
	小規模保育	55	55	55	55	55
	小計	396	444	444	444	444
過不足②-①		0	▲5	1	5	9

表 29 保育ニーズの見込みと施設定員 (0 歳児)

(単位:人)

年度		令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
児童数		481	478	473	472	470
ニーズ量①		97	96	95	95	94
施設定員②		147	150	150	150	150
市立	保育所	27	18	18	18	18
	こども園	24	24	24	24	24
	小計	51	42	42	42	42
私立	保育園	34	34	34	34	34
	こども園	37	49	49	49	49
	企業主導型	4	4	4	4	4
	小規模保育	21	21	21	21	21
	小計	96	108	108	108	108
過不足②-①		50	54	55	55	56

6 再編整備とともに

市立幼稚園、保育所、こども園は、これまで培ってきた京田辺市の就学前教育・保育の特色を継承発展させ、地域に根ざした施設として子育て支援の中心的な役割を担うほか、特別な配慮が必要なこどもへの対応などに取り組んでいきます。

また、生活圏ごとに配置する拠点市立幼保連携型認定こども園については、幼児教育センターとしての機能も担い、保育教諭等に研修機会を提供するほか、京田辺市内全ての幼稚園・保育所等に対する総合的な支援を行って、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

(1) 人材の活用・資質向上

再編整備により集約される職員を、特に需要の多い1・2歳児及び特別な配慮が必要なこどもの教育・保育に重点的に配置します。

また、幼児教育アドバイザー¹²の活用や研修等を通じて職員の資質向上を図り、個に応じた適切な就学前教育・保育を提供します。

(2) 看護師の配置

医療的ケア児の受け入れを含めたこどもの健康管理等のため、拠点市立幼保連携型認定こども園を中心に看護師の配置を進めます。

(3) 保幼小連携の推進

市立幼稚園、保育所、こども園における就学前教育が、その後の教育の基礎を培うものであることから、教育委員会との連携・協力により「幼小接続カリキュラム」等を通じて就学前教育から小学校教育への円滑な接続を実践強化し、その成果の市内私立園への普及を図ります。

(4) 跡地利用

統合整理された市立幼稚園・保育所の跡地に関しては、市の貴重な資源・財産であることから、「公共施設マネジメント推進会議」等において、全庁的な体制で有効活用を図ります。

¹² 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

報告第5号

令和8年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数について

令和8年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数（見込み）について、別紙のとおり報告する。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（報告理由）

本件は、令和8年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数（見込み）について、報告するものである。

令和8年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数(見込み)

種別	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	前年比
市立幼稚園・ こども園(幼稚園部分)	田辺幼稚園	/	/	/	/	/	/	/	/
	草内幼稚園	/	/	/	21	21	14	56	-2
	三山木幼稚園	/	/	/	31	27	35	93	2
	松井ヶ丘幼稚園	/	/	/	1	6	7	14	-1
	薪幼稚園	/	/	/	20	14	16	50	3
	普賢寺幼稚園	/	/	/	6	7	9	22	0
	大住こども園(1号)	/	/	/	28	33	21	82	10
	河原こども園(1号)	/	/	/	5	5	4	14	-1
合計				112	113	106	331	11	

種別	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	前年比
市立保育所・ こども園(保育所部分)	草内保育所	6	12	15	20	21	24	98	2
	三山木保育所	9	30	36	48	69	46	238	-9
	大住こども園(2・3号)	6	13	15	15	16	21	86	0
	河原こども園(2・3号)	9	28	34	39	45	47	202	-11
	小計	30	83	100	122	151	138	624	-18
民間保育所等	大住保育園	3	19	21	24	27	12	106	4
	みみづく保育園	10	35	34	38	39	40	196	10
	ウェルネス保育園京田辺	2	10	16	/	/	/	28	2
	認定こども園松井ヶ丘保育園	7	36	43	49	46	45	226	-11
	認定こども園こもれび	5	18	24	25	26	26	124	-12
	みんなのき三山木こども園	9	18	21	23	23	23	117	-2
	ニチイキッズたなべ保育園	2	6	8	/	/	/	16	2
	ほほえみ保育園京田辺園	1	5	10	/	/	/	16	0
	まゆあいのおうち保育園	3	9	8	/	/	/	20	0
	ほほえみ保育園三山木園	2	7	8	/	/	/	17	—
小計	44	163	193	159	161	146	866	-7	
合計	74	246	293	281	312	284	1,490	-25	

※令和8年1月26日現在の見込み数。

※前年比について、幼稚園等は令和7年5月1日現在、保育所等は令和7年4月1日現在の園児数との比較。

承認第1号

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第7号）（案）に対する意見について

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第7号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第7号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。



令和8年(2026年)2月9日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会
〔公 印 省 略〕

令和7年度京田辺市一般会計補正予算(第7号)(案)(教育
費関係)に対する意見聴取について(回答)

令和8年2月9日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のと
おり回答します。

記

意見はありません。



令和8年2月9日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇
<公印省略>

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第7号）（教育費関係）
に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

3 歳 出

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 教育委員会費	3,801	△63	3,738	0	0	0	△63
2 事務局費	416,687	△3,661	413,026	△16	500	0	△4,145
3 学校教育支援費	761,027	△11,473	749,554	164	0	△675	△10,962

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
7 報償費	△55	1 教育委員会運営費	△63
10 需用費	△3	教育文化功労者表彰記念品減	△55
11 役務費	△5	消耗品費減	△3
		筆耕翻訳料減	△5
1 報酬	△394	2 事務局運営費	△1,849
7 報償費	△20	委員等報酬減	△394
8 旅費	△132	謝礼減	△20
10 需用費	△60	費用弁償減	△51
11 役務費	△95	特別旅費減	△50
12 委託料	△1,799	食糧費減	△5
13 使用料及び賃借料	△17	印刷製本費減	△55
17 備品購入費	△1,094	通信運搬費減	△34
18 負担金補助及び交付金	△17	手数料減	△35
26 公課費	△33	保険料減	△26
		特殊健康診断料減	△10
		職員採用試験委託料減	△25
		公用車減	△1,000
		一般備品減	△94
		講習会負担金減	△17
		自動車重量税減	△33
		3 教育企画費	△1,812
		費用弁償減	△30
		普通旅費減	△1
		計画策定委託料減	△1,764
		自動車通行料減	△12
		駐車場使用料減	△5
7 報償費	△820	1 学校教育支援一般経費	△460
8 旅費	△518	講師等謝礼減	△430
11 役務費	△463	山城地方市町村合同結核審査会分担金減	△5
12 委託料	△450	山城地区教科用図書採択委員会負担金減	△20
13 使用料及び賃借料	△631	府立学校施設整備期成会分担金減	△5
17 備品購入費	△8,040	2 情報教育推進費	△9,276
18 負担金補助及び交付金	△526	通信運搬費減	△450
26 公課費	△25	情報教育推進委託料減	△450
		情報システム等使用料減	△280
		授業目的公衆送信使用料減	△56
		情報教育備品減	△8,040
		3 国際理解教育事業費	△1,291
		費用弁償減	△500
		施設等賃借料減	△295
		財) 自治体国際化協会負担金減	△496
		4 教育支援センター事業費	△421
		教育相談事業謝礼減	△390

10款 教育費

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	1,296,499	△15,197	1,281,302	148	500	△675	△15,170

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	1,662,042	△13,490	1,648,552	0	△9,000	△67	△4,423
3 学校建設費	25,830	148,780	174,610	49,608	99,200	0	△28
計	1,778,983	135,290	1,914,273	49,981	90,200	△67	△4,824

10款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	940,128	△17,896	922,232	0	△7,500	△19,461	9,065
2 教育振興費	114,534	△2,447	112,087	△320	0	0	△2,127
3 学校建設費	0	58,600	58,600	19,512	39,000	0	88
計	1,054,662	38,257	1,092,919	19,192	31,500	△19,461	7,026

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		特別旅費減	△18
		保険料減	△13
		5 通学安全対策事業費	△25
		自動車重量税減	△25

10 需用費	△13,140	3 学校給食費	△13,490
		印刷製本費減	△140
11 役務費	△350	賄材料費減	△13,000
		通信運搬費減	△350
12 委託料	148,900	1 小学校長寿命化事業費	148,780
		工事委託料	148,900
13 使用料及び賃借料	△120	仮設建物借上料減	△120

8 旅費	△6	5 学校特色化事業費	△350
		バス借上料減	△350
10 需用費	△17,540	6 学校給食費	△17,546
		費用弁償減	△6
13 使用料及び賃借料	△350	印刷製本費減	△40
		賄材料費減	△17,500
10 需用費	△100	3 中学校文化・スポーツ活動推進事業費	△2,447
		印刷製本費減	△100
13 使用料及び賃借料	△347	施設等使用料減	△347
		市立中学校対外運動競技等参加補助金減	△2,000
18 負担金補助及び交付金	△2,000		
12 委託料	58,600	2 中学校長寿命化事業費	58,600
		工事委託料	58,600

10款 教育費

10款 教育費
4項 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 幼稚園管理費	589,707	△35,357	554,350	0	0	0	△35,357
2 教育振興費	387,669	△5,000	382,669	△7,590	0	0	2,590
3 こども園建設費	99,500	△10,000	89,500	0	△15,700	0	5,700
計	1,076,876	△50,357	1,026,519	△7,590	△15,700	0	△27,067

10款 教育費
5項 社会教育費

1 社会教育総務費	412,316	△734	411,582	3,335	0	0	△4,069
3 図書館費	89,191	△2,578	86,613	0	0	0	△2,578

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	△2,000	1 職員給与費	△25,900
2 給料	△10,000	会計年度任用職員報酬減	△2,000
3 職員手当等	△7,000	職員給料減	△10,000
4 共済費	△6,900	地域手当減	△2,000
12 委託料	△1,000	期末手当減	△2,500
13 使用料及び賃借料	△1,000	勤勉手当減	△2,500
16 公有財産購入費	△7,457	共済組合負担金減	△2,000
18 負担金補助及び交付金	△5,000	社会保険等負担金減	△4,900
14 工事請負費	△10,000	2 幼稚園管理運営費	△9,457
		給食弁当納入業務委託料減	△1,000
		バス借上料減	△1,000
		用地買収費減	△7,457
		1 幼稚園教育助成費	△5,000
		認定こども園施設型給付費減	△5,000
		1 こども園整備事業費	△10,000
		施設整備工事減	△10,000

1 報酬	△98	2 社会教育委員費	△282
7 報償費	△384	社会教育委員報酬減	△71
8 旅費	△68	費用弁償減	△68
13 使用料及び賃借料	△184	バス借上料減	△143
7 報償費	△30	5 生涯学習推進・支援事業費	△111
11 役務費	△130	委員等報酬減	△27
12 委託料	△2,413	講師等謝礼減	△84
		6 青少年健全育成事業費	△128
		講師等謝礼減	△87
		バス借上料減	△41
		7 家庭教育推進事業費	△213
		講師等謝礼減	△213
		1 図書館活動費	△2,578
		講師等謝礼減	△30
		通信運搬費減	△113
		手数料減	△17
		車両運行委託料減	△13

10款 教育費

10款 教育費
5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	653,411	△3,312	650,099	5,955	0	0	△9,267

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	千円 △5	派遣委託料減 テレビ受信料減 千円 △2,400 △5

10款 教育費

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	12,621,658	57,100	12,678,758
4 配当割交付金	115,000	39,000	154,000
5 株式等譲渡所得割交付金	172,000	21,000	193,000
6 法人事業税交付金	149,000	25,000	174,000
7 地方消費税交付金	1,778,000	152,000	1,930,000
9 環境性能割交付金	47,000	△14,000	33,000
11 地方特例交付金	91,103	1,394	92,497
12 地方交付税	3,951,255	307,144	4,258,399
14 分担金及び負担金	180,714	△821	179,893
15 使用料及び手数料	420,524	3,008	423,532
16 国庫支出金	6,990,870	△70,763	6,920,107
17 府支出金	2,637,070	△39,644	2,597,426
18 財産収入	71,044	15	71,059
19 寄附金	761,400	△191,250	570,150
20 繰入金	1,709,070	△396,635	1,312,435
22 諸収入	1,412,722	△41,048	1,371,674
23 市債	3,804,600	△15,600	3,789,000
歳入合計	37,380,600	△164,100	37,216,500

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	256,398	△2,435	253,963
2 総務費	4,087,163	475,414	4,562,577
3 民生費	15,209,705	△77,147	15,132,558
4 衛生費	2,718,978	△92,082	2,626,896
5 労働費	8,559	△57	8,502
6 農林水産業費	550,618	△64,523	486,095
7 商工費	349,153	1,634	350,787
8 土木費	3,652,895	△404,584	3,248,311
9 消防費	2,437,001	△74,001	2,363,000
10 教育費	5,860,431	104,681	5,965,112
11 公債費	2,208,829	△31,000	2,177,829
歳 出 合 計	37,380,600	△164,100	37,216,500

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△2,435
△18,936	6,100	△2,776	491,026
△17,820	△30,000	3,728	△33,055
1,392	△2,200	△119,380	28,106
0	0	0	△57
△5,598	△37,500	△3,366	△18,059
△144	0	0	1,778
△130,502	△54,300	△14,197	△205,585
△1,426	△4,200	△15,863	△52,512
67,686	106,500	△20,203	△49,302
0	0	1,107	△32,107
△105,348	△15,600	△170,950	127,798

繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍一般事務事業	5,900
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	65,000
8 土木費	3 河川費	排水路整備事業	96,700
	4 都市計画費	田辺北地区新市街地整備事業	7,800
10 教育費	2 小学校費	小学校長寿命化事業	148,900
	3 中学校費	中学校長寿命化事業	58,600

2 変更

款	項	事業名	変更前金額	変更後金額
			千円	千円
8 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	459,000	518,200
	4 都市計画費	公園整備事業	33,000	85,500

債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
道路事業用地購入事業	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	学研都市京都土地開発公社が 代位弁済する道路事業用地購入 資金総額 3, 3 0 0 千円に対す る元金、利子及び事務費相当額
三山木小学校用地購入等事業	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	学研都市京都土地開発公社が 代位弁済する三山木小学校用地 購入資金総額 1 5 0, 5 0 0 千 円に対する元金、利子及び事務 費相当額

補 正 後	
期 間	限 度 額
令和6年度から 令和9年度まで	学研都市京都土地開発公社が 代位弁済する道路事業用地購入 資金総額2,900千円に対す る元金、利子及び事務費相当額
令和6年度から 令和9年度まで	学研都市京都土地開発公社が 代位弁済する三山木小学校用地 購入資金総額87,700千円 に対する元金、利子及び事務費 相当額

承認第2号

令和8年度京田辺市一般会計予算(案)に対する意見について

令和8年度京田辺市一般会計予算(案)のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、令和8年度京田辺市一般会計予算(案)のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。



令和8年（2026年）2月9日

京田辺市長 上村 崇 様

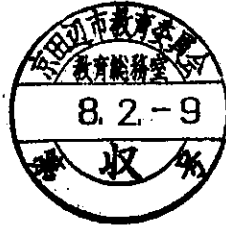
京田辺市教育委員会
〔公 印 省 略〕

令和8年度京田辺市一般会計予算（案）（教育費関係）に対する意見聴取について（回答）

令和8年2月9日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。



令和8年2月9日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇
<公印省略>

令和8年度京田辺市一般会計予算（教育費関係）に対する
意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

3 歳 出

10款 教育費
1項 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 教育委員会 費	千円 3,733	千円 3,801	千円 △68	千円 0	千円 0	千円 0	千円 3,733
2 事務局費	408,124	377,474	30,650	144	0	1,058	406,922

節		説明	明
区	分 金額		
	千円		千円
1	報酬	3,356	1 教育委員会運営費 3,733
7	報償費	110	教育委員報酬 3,356
8	旅費	30	教育文化功労者表彰記念品 110
9	交際費	165	費用弁償 30
10	需用費	22	委員会交際費 165
11	役務費	50	消耗品費 22
			筆耕翻訳料 50
1	報酬	73,676	1 職員給与費 375,132
2	給料	124,589	会計年度任用職員報酬 55,956
3	職員手当等	115,240	職員給料 116,189
4	共済費	65,173	特別職給 8,400
7	報償費	83	特別職地域手当 756
8	旅費	1,667	特別職通勤手当 222
10	需用費	4,312	特別職期末手当 3,071
11	役務費	1,078	扶養手当 3,642
12	委託料	3,027	地域手当 10,785
13	使用料及び賃借料	1,957	管理職手当 4,956
18	負担金補助及び交付金	17,322	住居手当 1,344
			時間外勤務手当 13,300
			休日勤務手当 100
			通勤手当 1,862
			期末手当 37,754
			勤勉手当 34,868
			児童手当 2,580
			特別職共済組合負担金 2,274
			共済組合負担金 48,508
			厚生会負担金 736
			社会保険等負担金 8,458
			公務災害補償基金負担金 759
			労災保険料 1,681
			費用弁償 1,309
			退職手当組合負担金 15,622
			2 事務局運営費 11,410
			委員等報酬 500
			謝礼 83
			費用弁償 61
			普通旅費 101
			特別旅費 173
			消耗品費 3,668
			燃料費 272
			食糧費 24

10款 教育費

10款 教育費
1項 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
3 学校教育支援費	201,353	820,227	△618,874	9,694	0	35,067	156,592

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		印刷製本費	306
		通信運搬費	551
		広告料	253
		手数料	133
		保険料	101
		職員定期健康診断料	1,500
		特殊健康診断料	27
		自動車借上料	1,623
		事務機器賃借料	334
		講習会負担金	32
		特定健康診査等負担金	25
		山城地方教育委員会連絡協議会分担金等	152
		教育長等研修会分担金	123
		子ども子育て拠出金	1,368
		3 教育企画費	2,293
		委員等報酬	688
		費用弁償	20
		普通旅費	3
		消耗品費	30
		食糧費	12
		通信運搬費	20
		手数料	20
		調査等委託料	1,500
		4 国際理解教育事業費	19,289
		会計年度任用職員報酬	16,532
		共済組合負担金	1,080
		社会保険等負担金	1,677
7 報償費	17,478	1 学校教育支援一般経費	13,169
8 旅費	500	講師等謝礼	891
10 需用費	4,971	消耗品費	20
11 役務費	17,789	印刷製本費	240
12 委託料	67,345	通信運搬費	400
13 使用料及び賃借料	87,460	保険料	784
17 備品購入費	2,920	派遣委託料	10,294
18 負担金補助及び交付金	2,865	自動車等借上料	400
		山城地区教科用図書採択委員会負担金	55
		京田辺市人権教育研究会補助金	85
		2 情報教育推進費	135,957
		消耗品費	200
		修繕料	300
		通信運搬費	16,191
		情報教育推進委託料	38,794
		パソコン等賃借料	57,087
		情報システム等使用料	21,925
		授業目的公衆送信使用料	960

10款 教育費

10款 教育費
1項 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 教育施設管理費	104,984	104,984	0	0	0	0	104,984
計	718,194	1,306,486	△588,292	9,838	0	36,125	672,231

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	1,029,557	1,776,905	△747,348	231,968	3,600	57,447	736,542
---------	-----------	-----------	----------	---------	-------	--------	---------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
26 公課費	25	情報教育備品 500 3 国際理解教育事業費 7,046 費用弁償 500 消耗品費 50 修繕料 20 手数料 50 保険料 32 派遣委託料 4,818 施設等賃借料 403 一般備品 50 財) 自治体国際化協会負担金 1,123 4 教育支援センター事業費 28,631 教育支援センター事業謝礼 13,587 教育相談事業謝礼 3,000 消耗品費 1,400 光熱水費 200 通信運搬費 134 手数料 50 調査等委託料 1,200 電算機器等借上料 713 施設等使用料 3,697 コピー等借上料 60 施設等賃借料 2,215 一般備品 2,370 全国適応指導教室連絡協議会負担金 5 5 通学安全対策事業費 16,550 消耗品費 1,845 燃料費 346 修繕料 350 保険料 148 通学バス運行業務委託料 3,839 通学安全整理員業務委託料 8,400 バス通学費等補助金 1,597 自動車重量税 25	
12 委託料	104,984	1 教育施設管理事業費 104,984 学校施設包括管理委託料 104,984	

1 報酬	112,727	1 職員給与費 155,131 会計年度任用職員報酬 89,691	
------	---------	--------------------------------------	--

10款 教育費

10款 教育費
2項 小学校費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節		説	明
区	分		
			千円
2	給料	職員給料	4,697
3	職員手当等	地域手当	423
		住居手当	330
4	共済費	時間外勤務手当	600
		通勤手当	52
7	報償費	期末手当	18,512
		勤勉手当	15,579
8	旅費	共済組合負担金	9,778
		厚生会負担金	28
9	交際費	社会保険等負担金	12,479
		費用弁償	2,469
10	需用費	退職手当組合負担金	493
		2 小学校管理運営費	257,363
11	役務費	卒業記念品	832
		普通旅費	105
12	委託料	校長交際費	110
		消耗品費	14,958
13	使用料及び賃借料	燃料費	5,800
		食糧費	198
		印刷製本費	1,130
15	原材料費	光熱水費	111,000
		修繕料	5,200
17	備品購入費	通信運搬費	4,630
		手数料	3,000
18	負担金補助及び交付金	調査等委託料	345
		業務委託料	63,702
		バス借上料	23,155
		駐車場借上料	3,400
		テレビ受信料	160
		用地賃借料	25
		施設等使用料	27
		コピー等借上料	10,428
		諸材料費	50
		指定備品	2,912
		一般備品	595
		児童用机、椅子	1,988
		図書室用図書	3,613
		3 学校給食費	536,073
		講師謝礼	44
		費用弁償	21
		消耗品費	6,221
		燃料費	13,500
		印刷製本費	205
		修繕料	4,000
		賄材料費	290,779
		通信運搬費	1,226

10款 教育費

10款 教育費
2項 小学校費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
2 教育振興費	69,880	91,111	△21,231	7,674	0	0	62,206
3 学校建設費	25,024	25,830	△806	0	17,600	0	7,424
計	1,124,461	1,893,846	△769,385	239,642	21,200	57,447	806,172

節		説	明
区	分		
			千円
		千円	
		手数料	4,500
		学校給食調理業務委託料	209,141
		厨房機器更新計画策定委託料	1,000
		電算機器等借上料	436
		一般備品	5,000
		4 小学校健康管理費	35,857
		校医学校薬剤師報酬	21,726
		医師報酬	1,310
		消耗品費	1,018
		手数料	7,840
		保険料	3,963
		5 小学校施設整備費	45,133
		修繕料	3,630
		用地賃借料	1,200
		仮設建物借上料	40,260
		物品借上料	43
7	報償費	500	1 小学校就学援助費
			特別支援教育就学奨励費
10	需用費	14,935	要保護及び準要保護児童就学援助費
			2 小学校教育助成費
11	役務費	6,985	講師等謝礼
			消耗品費
12	委託料	3,119	手数料
			制作委託料
13	使用料及び賃借料	164	入場料
			教材備品
17	備品購入費	13,000	理科教育振興備品
			校長、教頭会各教科研究会等負担金
18	負担金補助及び交付金	4,659	京田辺市小学校児童陸上運動交歓記録会等負担金
			京田辺市特別支援教育研究会補助金
19	扶助費	26,518	京都府小学校体育連盟負担金
			こころの教育補助金
			振込手数料負担金
11	役務費	1,034	1 小学校長寿命化事業費
			手数料
12	委託料	18,180	設計等委託料
			施設用備品
17	備品購入費	5,810	

10款 教育費

10款 教育費
3項 中学校費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
1 学校管理費	523,794	984,183	△460,389	25,523	0	141,543	356,728

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	25,996	1 職員給与費	26,590
3 職員手当等	6,059	会計年度任用職員報酬	16,296
4 共済費	3,778	期末手当	3,290
7 報償費	1,387	勤勉手当	2,769
8 旅費	467	共済組合負担金	1,503
9 交際費	45	社会保険等負担金	2,275
10 需用費	278,858	費用弁償	457
11 役務費	13,612	2 中学校管理運営費	78,075
12 委託料	121,453	卒業記念品	787
13 使用料及び賃借料	64,944	普通旅費	10
15 原材料費	15	校長交際費	45
17 備品購入費	6,890	消耗品費	6,000
18 負担金補助及び交付金	290	燃料費	500
		食糧費	154
		印刷製本費	504
		光熱水費	42,000
		修繕料	3,500
		通信運搬費	2,400
		手数料	1,000
		業務委託料	7,583
		テレビ受信料	60
		用地賃借料	2,400
		コピー等借上料	4,727
		諸材料費	15
		指定備品	2,267
		一般備品	200
		生徒用机、椅子	1,683
		図書室用図書	2,240
		3 中学校健康管理費	15,857
		校医学校薬剤師報酬	9,000
		医師報酬	700
		消耗品費	343
		手数料	3,800
		保険料	2,014
		4 中学校施設整備費	49,763
		仮設建物借上料	49,263
		施設等使用料	500
		5 学校特色化事業費	4,841
		講師等謝礼	600
		消耗品費	300
		印刷製本費	70
		通信運搬費	1,224
		バス借上料	2,000
		情報システム等使用料	357
		外国語教育推進補助金	290
		6 学校給食費	348,668

10款 教育費

10款 教育費
3項 中学校費

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	112,558	114,534	△1,976	25,068	0	0	87,490
3 学校建設費	7,320	0	7,320	0	7,300	0	20

節		説明	千円
区分	金額		
	千円		千円
		消耗品費	2,708
		印刷製本費	124
		光熱水費	50,000
		修繕料	500
		賄材料費	172,155
		通信運搬費	600
		手数料	2,495
		保険料	79
		施設管理委託料	146
		システム保守管理委託料	2,739
		学校給食調理業務委託料	87,516
		学校施設包括管理委託料	23,469
		自動車借上料	5,151
		システム賃借料	486
		一般備品	500
7 報償費	1,189	1 中学校就学援助費	54,025
		特別支援教育就学奨励費	1,500
10 需用費	12,606	要保護及び準要保護児童就学援助費	52,525
11 役務費	1,427	2 中学校教育助成費	21,884
		講師等謝礼	385
		消耗品費	11,778
		印刷製本費	278
		通信運搬費	25
12 委託料	6,612	手数料	1,400
13 使用料及び賃借料	13,833	生駒北中学校生徒委託料	1,882
		入場料	33
17 備品購入費	6,562	教材備品	3,000
		理科教育振興備品	2,000
18 負担金補助及び交付金	16,304	校長、教頭各教科研究会等負担金	750
		こころの教育補助金	300
		振込手数料負担金	53
19 扶助費	54,025	3 中学校文化・スポーツ活動推進事業費	36,649
		講師等報酬	804
		修繕料	550
		手数料	2
		運営委託料	4,730
		施設等使用料	1,800
		自動車等借上料	12,000
		教材備品	1,562
		市立中学校対外運動競技等参加補助金	8,000
		地域部活動運営補助金	7,201
12 委託料	7,320	1 中学校長寿命化事業費	7,320
		設計等委託料	7,320

10款 教育費

10款 教育費
3項 中学校費

目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
計	643,672	1,098,717	△455,045	50,591	7,300	141,543	444,238

10款 教育費
4項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	504,232	636,577	△132,345	13,219	3,000	18,056	469,957
----------	---------	---------	----------	--------	-------	--------	---------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

1 報酬	101,767	1 職員給与費	443,020
2 給料	132,646	会計年度任用職員報酬	98,296
3 職員手当等	123,986	職員給料	132,646
4 共済費	70,452	扶養手当	2,328
7 報償費	749	地域手当	12,143
8 旅費	3,118	管理職手当	2,280
10 需用費	16,254	住居手当	1,956
11 役務費	3,733	時間外勤務手当	7,800
12 委託料	29,972	休日勤務手当	100
13 使用料及び賃借料	4,621	通勤手当	2,368
17 備品購入費	2,044	期末手当	49,571
18 負担金補助及び交付金	14,890	勤勉手当	44,000
		児童手当	1,440
		共済組合負担金	50,982
		厚生会負担金	840
		社会保険等負担金	12,630
		公立学校共済組合追加費用負担金	6,000
		費用弁償	2,940
		退職手当組合負担金	14,700
		2 幼稚園管理運営費	61,212
		園医報酬	3,471
		講師謝礼	749
		普通旅費	116
		研修旅費	62
		消耗品費	5,800
		燃料費	396
		印刷製本費	133
		光熱水費	6,300
		修繕料	2,914
		賄材料費	711
		通信運搬費	1,133
		手数料	2,500
		保険料	100
		工事委託料	3,364
		施設管理委託料	1,383
		調査等委託料	348
		樹木等管理委託料	515
		派遣委託料	1,771
		バス添乗業務委託料	287
		給食弁当納入業務委託料	22,304

10款 教育費

10款 教育費
4項 幼稚園費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
2 教育振興費	395,852	387,669	8,183	275,073	0	0	120,779
計	900,084	1,024,246	△124,162	288,292	3,000	18,056	590,736

10款 教育費
5項 社会教育費

1 社会教育総務費	345,800	386,285	△40,485	67,643	0	38,138	240,019
-----------	---------	---------	---------	--------	---	--------	---------

節		説	明
区	分		
			千円
		バス借上料	1,500
		駐車場借上料	1,960
		テレビ受信料	72
		施設等使用料	172
		自動車等借上料	75
		コピー等借上料	795
		物品借上料	47
		一般備品	192
		保育用備品	1,852
		山城地方公立幼稚園長会負担金	20
		山城地方公立幼稚園教育研究会負担金	39
		府公立幼稚園長会負担金	54
		府公立幼稚園教育研究会負担金	27
		各種研究会負担金	50
18	負担金補助及び交付金	1 幼稚園教育助成費	395,852
		私立幼稚園健康診断補助金	480
		一時預かり保育補助金	10,000
		認定こども園施設型給付費	299,556
		補足給付補助金	700
		施設等利用費	74,016
		幼稚園等預かり保育無償化給付費	7,500
		民間幼稚園運営補助金	3,600

1	報酬	146,496	1 職員給与費	329,781
			会計年度任用職員報酬	145,363
2	給料	55,787	職員給料	55,787
			扶養手当	804
3	職員手当等	76,362	地域手当	5,092
			管理職手当	1,152
4	共済費	43,008	住居手当	246
			時間外勤務手当	8,990
7	報償費	1,008	休日勤務手当	150
			通勤手当	503
8	旅費	3,736	期末手当	31,724
			勤勉手当	27,461
10	需用費	2,831	児童手当	240
			共済組合負担金	28,434
11	役務費	1,038	厚生会負担金	318
			社会保険等負担金	14,256

10款 教育費

10 款 教育費
5 項 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節		説	明
区	分		
			千円
12	委託料		6,909
13	使用料及び賃借料		20
18	負担金補助及び交付金		8,605
		費用弁償	3,696
		退職手当組合負担金	5,565
		2 社会教育委員費	771
		社会教育委員報酬	720
		消耗品費	11
		自動車通行料	14
		施設等使用料	6
		研修会等負担金	10
		府社会教育委員連絡協議会負担金	10
		3 社会教育活動費	260
		普通旅費	40
		消耗品費	150
		通信運搬費	60
		研修会等負担金	10
		4 社会教育関係団体等支援事業費	1,670
		青年団活動補助金	42
		青少年問題連絡協議会活動補助金	385
		子ども会育成補助金	1,061
		綴喜地区青少年問題連絡協議会負担金	113
		ガールスカウト活動補助金	22
		ボーイスカウト活動補助金	22
		P T A連絡協議会補助金	25
		5 生涯学習推進・支援事業費	7,289
		委員等報酬	413
		講師等謝礼	300
		消耗品費	10
		印刷製本費	2,407
		通信運搬費	80
		保険料	10
		配布委託料	469
		制作委託料	3,070
		同志社ヒューマンカレッジ広報負担金	330
		地域の居場所づくり補助金	200
		6 青少年健全育成事業費	5,467
		講師等謝礼	400
		消耗品費	140
		食糧費	8
		印刷製本費	102
		通信運搬費	283
		手数料	567
		保険料	27
		会場設営委託料	3,130
		地域学校パートナーシップ事業補助金	810
		7 家庭教育推進事業費	300
		講師等謝礼	300
		8 人権教育推進事業費	262

10款 教育費

10款 教育費
5項 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
2 公民館費	28,149	25,140	3,009	89	0	2,096	25,964
3 図書館費	84,878	89,191	△4,313	0	0	370	84,508

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
		講師等謝礼	8
		食糧費	3
		通信運搬費	11
		派遣委託料	240
7 報償費	3,000	1 公民館運営費	14,433
8 旅費	5	普通旅費	5
10 需用費	5,918	消耗品費	670
11 役務費	2,090	燃料費	18
12 委託料	5,994	光熱水費	4,400
13 使用料及び賃借料	636	修繕料	800
18 負担金補助及び交付金	10,506	通信運搬費	122
		手数料	1,918
		保険料	14
		施設管理委託料	5,844
		自動車借上料	77
		マット等賃借料	62
		テレビ受信料	25
		コピー等借上料	353
		物品借上料	119
		研修会等負担金	6
		2 講座開設費	3,216
		講師等謝礼	3,000
		消耗品費	30
		保険料	36
		保育業務委託料	150
		3 地区公民館整備費	10,500
		地区公民館新改築負担金	10,500
1 報酬	167	1 図書館活動費	84,878
7 報償費	400	図書館協議会委員報酬	167
8 旅費	10	講師等謝礼	400
10 需用費	17,168	普通旅費	10
11 役務費	3,086	消耗品費	7,000
12 委託料	26,317	燃料費	95
13 使用料及び賃借料	18,720	食糧費	9
17 備品購入費	18,885	光熱水費	5,600
		修繕料	4,464
		通信運搬費	800
		手数料	2,226
		保険料	60
		施設管理委託料	5,330
		電算処理委託料	2,220
		車両運行委託料	2,808
		派遣委託料	15,959
		自動車借上料	427

10款 教育費

10款 教育費
5項 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
4 留守家庭児童会育成事業費	259,067	107,509	151,558	133,032	7,300	31,160	87,575
計	717,894	608,125	109,769	200,764	7,300	71,764	438,066

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
18 負担金補助及び交付金	62	駐車場借上料	4,206
		マット等賃借料	83
		テレビ受信料	33
26 公課費	63	電算機器等借上料	13,560
		コピー等借上料	411
		図書	18,000
		図書館用備品	885
		府図書館等連絡協議会負担金	10
		府南部図書館等連絡協議会負担金	2
		日本図書館協会施設会員負担金	50
		自動車重量税	63
7 報償費	50	1 留守家庭児童会育成費	195,586
		謝礼	50
8 旅費	10	普通旅費	10
		消耗品費	2,191
10 需用費	13,157	燃料費	78
		食糧費	76
11 役務費	2,997	印刷製本費	50
		光熱水費	7,000
12 委託料	148,118	修繕料	3,580
		通信運搬費	1,200
13 使用料及び賃借料	17,190	手数料	1,621
		施設管理委託料	1,232
		運営委託料	124,575
14 工事請負費	34,880	派遣委託料	16,994
		駐車場借上料	120
17 備品購入費	7,615	図書	440
		施設用備品	1,319
18 負担金補助及び交付金	35,000	放課後児童クラブ運営補助金	35,000
		過年度還付金	50
22 償還金利子及び割引料	50	2 留守家庭児童会整備費	63,481
		光熱水費	182
		通信運搬費	36
		手数料	140
		施設管理委託料	317
		調査等委託料	5,000
		用地賃借料	1,296
		仮設建物借上料	15,774
		施設整備工事	34,880
		施設用備品	5,856

10款 教育費

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
1 市税	13,223,624	12,621,658	601,966
2 地方譲与税	197,500	199,000	△1,500
3 利子割交付金	11,000	9,000	2,000
4 配当割交付金	188,000	115,000	73,000
5 株式等譲渡所得割交付金	214,000	172,000	42,000
6 法人事業税交付金	192,000	149,000	43,000
7 地方消費税交付金	2,210,600	1,778,000	432,600
8 ゴルフ場利用税交付金	19,000	19,000	0
9 環境性能割交付金	6,000	47,000	△41,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	12,000	12,000	0
11 地方特例交付金	148,000	98,000	50,000
12 地方交付税	3,264,000	3,705,456	△441,456
13 交通安全対策特別交付金	6,000	6,000	0
14 分担金及び負担金	160,565	180,714	△20,149
15 使用料及び手数料	431,050	420,524	10,526
16 国庫支出金	6,617,720	5,967,925	649,795
17 府支出金	2,845,350	2,561,623	283,727
18 財産収入	61,560	19,512	42,048
19 寄附金	564,300	461,400	102,900
20 繰入金	1,483,857	1,463,796	20,061
21 繰越金	1	1	0
22 諸収入	1,257,673	1,297,191	△39,518
23 市債	3,369,200	3,804,200	△435,000
歳入合計	36,483,000	35,108,000	1,375,000

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
1 議会費	318,930	253,708	65,222
2 総務費	4,074,413	3,449,755	624,658
3 民生費	15,396,212	13,926,106	1,470,106
4 衛生費	2,547,747	2,665,717	△117,970
5 労働費	9,143	8,559	584
6 農林水産業費	456,871	514,662	△57,791
7 商工費	244,274	338,265	△93,991
8 土木費	4,197,480	3,324,321	873,159
9 消防費	2,767,626	2,445,828	321,798
10 教育費	4,104,305	5,931,420	△1,827,115
11 公債費	2,324,325	2,208,829	115,496
12 諸支出金	1,674	830	844
13 予備費	40,000	40,000	0
歳出合計	36,483,000	35,108,000	1,375,000

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	55,900	174	262,856
673,176	12,800	408,259	2,980,178
6,810,986	736,400	294,558	7,554,268
259,820	122,700	278,583	1,886,644
0	0	808	8,335
57,125	50,300	18,785	330,661
35,325	0	0	208,949
692,750	1,188,100	392,954	1,923,676
38,061	1,164,200	460,418	1,104,947
789,127	38,800	324,935	2,951,443
0	0	23,058	2,301,267
0	0	1,673	1
0	0	0	40,000
9,356,370	3,369,200	2,204,205	21,553,225

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広報紙制作等事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	14,000千円
ホームページリニューアル事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	18,000千円
大住ふれあいセンター指定管理委託事業	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	415,000千円
地域子育て支援センター三山木運営事業	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	72,000千円
ゼロカーボンオフィス実行プラン中間見直し等支援事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,500千円
道路事業用地購入事業 (三山木宮津線)	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	学研都市京都土地開発公社が 代位弁済する道路事業用地購入 資金総額600千円に対する元 金、利子及び事務費相当額
学研都市京都土地開発公社借入に対する債務保証	借入日から 償還完了まで	道路事業用地購入資金総額6 00千円に対する元金、利子及 び事務費相当額
有料公園施設等指定管理委託事業	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	223,500千円
田辺公園プール指定管理委託事業	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	290,000千円
学校給食調理業務委託事業 (草内小学校、松井ヶ丘小学校、薪小学校)	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	250,000千円
三山木小学校用地購入等事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	学研都市京都土地開発公社が 代位弁済する三山木小学校用地 購入資金総額50,000千円 に対する元金、利子及び事務費 相当額
学研都市京都土地開発公社借入に対する債務保証	借入日から 償還完了まで	三山木小学校用地購入資金総 額50,000千円に対する元 金、利子及び事務費相当額
学校給食センター包括管理委託事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	800千円
生涯学習だより制作等事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,100千円

令和8年度 予算科目別事業

予算科目	事業名	予算額	特定財源			一般財源
			国府支出金	市債	その他	
教育費						
教育総務費						
教育委員会費	教育委員会運営費	3,733				3,733
事務局費	事務局運営費	11,410				11,410
	教育企画費	2,293				2,293
学校教育支援費	学校教育支援一般経費	13,169	3,152			10,017
	情報教育推進費	135,957	6,482		34,006	95,469
	国際理解教育事業費	7,046			402	6,644
	教育支援センター事業費	28,631			159	28,472
	通学安全対策事業費	16,550	60		500	15,990
教育施設管理費	教育施設管理事業費	104,984				104,984
小学校費						
学校管理費	小学校管理運営費	257,363			115	257,248
	学校給食費	536,073	231,968		57,332	246,773
	小学校健康管理費	35,857				35,857
	小学校施設整備費	45,133		3,600		41,533
教育振興費	小学校就学援助費	26,518	5,110			21,408
	小学校教育助成費	43,362	2,564			40,798
学校建設費	小学校長寿命化事業費	25,024		17,600		7,424

主な事業○ (単位：千円)

事業概要	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員報酬 ・教育文化功労者表彰経費等 	教育総務室
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局運営経費、公用車管理費 ・職員採用経費、職員健康管理費 	教育総務室 学校教育課 学校給食課
<ul style="list-style-type: none"> ○子ども人口推計調査事業 ・学校教育審議会運営費 	教育総務室
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育支援一般経費 ・学校における医療的ケア児支援体制整備事業 ・コミュニティ・スクール運営事業 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○小学校AI搭載デジタルドリル導入事業 ・小・中学校情報教育推進費 	こども・学校サポート室 学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ALT（外国語指導助手）派遣事業 	こども・学校サポート室 学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援センター事業 	こども・学校サポート室
<ul style="list-style-type: none"> ・通学バス運行事業 ・バス通学費等補助 ・通学安全整理事業 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設包括管理委託事業 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校管理運営経費 ・小学校水泳授業委託事業 ・小学校一般備品、図書室用図書等 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校給食運行事業 ・特別栽培米普及促進事業 	学校給食課
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員健康診断手数料、児童健康診断校医報酬等 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○小学校放送設備修繕業務（桃園） ・小学校仮設校舎借上料（松井ヶ丘、薪、三山木） ・小学校施設用備品 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育就学奨励費 ・要保護及び準要保護児童就学援助費 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・「総合的な学習」推進費、社会人講師活用事業 ・学力検査手数料、学級消耗品、教材備品 ・こころの教育推進事業 	こども・学校サポート室 学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○小学校施設長寿命化事業（大住、田辺、草内、普賢寺、田辺東、薪） ・小学校仮設建物借上料（田辺） 	学校教育課

令和8年度 予算科目別事業

予算科目	事業名	予算額	特定財源			一般財源
			国府支出金	市債	その他	
中学校費						
学校管理費	中学校管理運営費	78,075			4	78,071
	中学校健康管理費	15,857				15,857
	中学校施設整備費	49,763				49,763
	学校特色化事業費	4,841				4,841
	学校給食費	348,668	25,523		141,494	181,651
教育振興費	中学校就学援助費	54,025	19,018			35,007
	中学校教育助成費	21,884	1,000			20,884
	中学校文化・スポーツ活動推進事業費	36,649	5,050			31,599
学校建設費	中学校長寿命化事業費	7,320		7,300		20
幼稚園費						
幼稚園管理費	幼稚園管理運営費	61,212	3,219	3,000	18,056	36,937
教育振興費	幼稚園教育助成費	395,852	275,073			120,779
社会教育費						
社会教育総務費	社会教育委員費	771				771
	社会教育活動費	260	120			140
	社会教育関係団体等支援事業費	1,670				1,670
	生涯学習推進・支援事業費	7,289			180	7,109
	青少年健全育成事業費	5,467	929			4,538

事業概要	担当
・中学校管理運営経費 ・中学校一般備品、図書室用図書	学校教育課
・教職員健康診断手数料、生徒健康診断校医報酬等	学校教育課
・中学校施設修繕料 ・中学校仮設校舎借上料（大住、田辺） ・中学校施設用備品	学校教育課
・培良中学校特色化事業	教育総務室 こども・学校サポート 室 学校教育課
・中学校給食運営事業 ・特別栽培米普及促進事業	学校給食課
・特別支援教育就学奨励費 ・要保護及び準要保護生徒就学援助費	学校教育課
・「総合的な学習」推進費、社会人講師活用事業 ・標準学力テスト手数料、学級消耗品、教材備品 ・生駒北中学校生徒委託料 ・こころの教育推進事業	こども・学校サポート 室 学校教育課
○学校部活動の地域移行事業 ・部活動サポート事業（部活動指導員） ・中学校大会参加等バス借上料 ・中学校楽器備品 ・中学校対外運動競技等大会参加費補助金	こども・学校サポート 室 学校教育課
○中学校施設長寿命化事業（大住）	学校教育課
○幼稚園照明設備LED化事業 ・市立幼稚園管理運営経費 ・市立幼稚園弁当給食委託事業 ・幼稚園キララ体験活動事業 ・市立幼稚園預かり保育事業	保育幼稚園課
・心身障がい児・医療的ケア児受入れ補助事業（民間幼稚園等） ・民間幼稚園運営補助金 ・一時預かり保育補助事業（民間園） ・認定こども園施設型給付費	保育幼稚園課
・社会教育委員報酬 ・社会教育委員会議経費	社会教育課
・社会教育活動事業	社会教育課
・青少年問題連絡協議会、青年団、子ども会等の各種活動補助金	社会教育課
○生涯学習推進基本計画中間改訂事業 ・生涯学習推進補助事業 ・「生涯学習だより」発行費 ・「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」開催経費 ・人材バンク講師派遣事業	社会教育課
・二十歳のつどい開催経費 ・放課後子ども教室事業 ・地域・学校パートナーシップ事業	社会教育課

令和8年度 予算科目別事業

予算科目	事業名	予算額	特定財源			一般財源
			国府支出金	市債	その他	
	家庭教育推進事業費	300				300
	人権教育推進事業費	262				262
公民館費	公民館運営費	14,433			2,096	12,337
	講座開設費	3,216	89			3,127
	地区公民館整備費	10,500				10,500
図書館費	図書館活動費	84,878			370	84,508
留守家庭児童会 育成事業費	留守家庭児童会育成費	195,586	88,398	2,800	31,160	73,228
	留守家庭児童会整備費	63,481	44,634	4,500		14,347

事業概要	担当
・地域子育てセミナー	社会教育課
・人権教育推進事業	社会教育課
・中央公民館管理運営経費	社会教育課
・中央市民大学、日本語教室、スマホ教室、子ども体験教室、料理教室、脳トレ健康マージャン等開設経費	社会教育課
・地区公民館新改築負担金	社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館管理運営経費 ・北部分室及び中部分室図書室運営経費 ・移動図書館車巡回事業費 ・図書、視聴覚備品等購入費 ・点字図書制作費 ・図書館教養講座、おはなし会等開催経費 ・インターネットによる蔵書公開と貸出予約 	社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○留守家庭児童会運営委託事業（松井ヶ丘、大住、桃園、薪、田辺東） ・放課後児童クラブ運営補助事業 ・留守家庭児童会施設用備品等 ・留守家庭児童会ボランティア派遣事業 	社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○田辺留守家庭児童会施設整備事業 ・仮設建物借上料(薪) 	社会教育課

資料

令和8年度一般会計当初予算(教育費)主な事業

(単位:千円)

NO	予算科目		事業名	予算額	内容	所属	新規・拡充
							臨時
1	教育総務費	事務局費	子ども人口推計調査事業	1,500	市立学校の良好な教育環境の確保に向けた児童生徒数の偏在の解消や今後の学校施設の整備等、本市の教育行政を計画的に進めていくため、児童生徒数推計を行う。	教育総務室	臨時
2	教育総務費	学校教育支援費	小学校AI搭載デジタルドリル導入事業	10,563	AI搭載デジタルドリルを市立小学校4・5・6学年の児童に導入することで、授業時間内の習熟確認や家庭学習(宿題)として活用し、基礎学力を養成するとともに、苦手・つまづき箇所のAIによる自動抽出を通じて、個別最適な学びを提供する。	こども・学校サポート室 学校教育課	新規
3	教育総務費	学校教育支援費	教育支援センター事業	28,631	文部科学省の「COCOLOプラン」の理念に基づき、学校風土の実態を把握(学校風土調査を実施)し、個別支援体制の充実を通じて、誰一人取り残されない学びの保障を京田辺市全体で実現する。また、不登校対策を更に進めるため教育支援センターの充実を図るとともに、令和8年度から全市立小中学校に校内教育支援センターを設置する。	こども・学校サポート室 学校教育課	拡充
4	小学校費 中学校費	学校建設費	学校施設長寿命化事業	32,343	新しい学校づくりプランと学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化対策と新しい時代の学びを支える学習環境の整備を順次実施する。 ・大住小学校 体育館床改修設計 ・草内小学校 トイレ改修設計 ・薪小学校 管理棟屋上防水改修設計 ・田辺東小学校 体育館屋根屋上防水・外壁補修設計 ・菅賢寺小学校 コモンルーム整備 ・大住中学校 トイレ改修設計	学校教育課	臨時
5	中学校費	教育振興費	学校部活動の地域移行事業	13,855	中学校の生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、2学期から休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行する。	こども・学校サポート室 学校教育課	新規
6	社会教育費	社会教育総務費	生涯学習推進基本計画中間改訂事業	3,000	第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しを行う。	社会教育課	臨時
7	社会教育費	留守家庭児童会育成事業費	京田辺市留守家庭児童会運営委託事業(大住・桃園・薪・田辺東)	93,235	留守家庭児童会の職員体制の安定と民間のノウハウを生かしたサービス向上を図るため、大住・桃園・薪・田辺東留守家庭児童会の運営を民間事業者に委託する。	社会教育課	新規
8	社会教育費	留守家庭児童会育成事業費	田辺留守家庭児童会施設整備事業	47,707	留守家庭児童会待機児童解消のため、田辺幼稚園の園舎の一部を改修し、留守家庭児童会施設の整備を行う。	社会教育課	臨時
9	幼稚園費	幼稚園管理費	幼稚園施設照明設備LED化事業	3,364	幼稚園施設の照明のLED化を行う。	保育幼稚園課	臨時
10	歳入 府補助金	教育費府補助金	市町村学校給食費軽減交付金	231,968	府補助金(小学校給食費対象)給食費軽減交付金(月5,200円 11か月分、1食当たり293円相当) 【参考:保護者負担 1食当たり】 小学校)335円-293円=42円 中学校)400円-75円市補助=325円 → 据え置き ※中学校の市補助については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当	学校給食課	新規
11	歳入 使用料	総務使用料	学校施設開放使用料	6,362	市立小中学校体育館等の空調整備に伴い、学校施設開放事業においてその使用料の有料化を行う。	文化・スポーツ振興課	新規

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）



○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第8号

京田辺市学校防犯カメラ設置要綱の一部改正について

京田辺市学校防犯カメラ設置要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市立大住中学校に駐輪場及び通用門を新設することに伴い、生徒の安全確保及び学校施設の適正管理のために防犯カメラを1台追加で設置することから、本告示について所要の改正を行うことについて提案するものである。

京田辺市学校防犯カメラ設置要綱の一部を改正する告示（案）

京田辺市学校防犯カメラ設置要綱（令和3年京田辺市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

No.	設置場所	撮影範囲
1	大住小学校門（東）	門（東）出入口付近
2	大住小学校門（南）	門（南）出入口付近
3	大住小学校門（北）	門（北）出入口付近
4	大住小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
5	大住小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
6	田辺小学校門（南）	門（南）出入口付近
7	田辺小学校門（北）	門（北）出入口付近
8	田辺小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
9	田辺小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
10	草内小学校門（東）	門（東）出入口付近
11	草内小学校門（北）	門（北）出入口付近
12	草内小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
13	草内小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
14	三山木小学校門（東）	門（東）出入口付近
15	三山木小学校門（南）	門（南）出入口付近
16	三山木小学校門（北）	門（北）出入口付近
17	三山木小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
18	三山木小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
19	普賢寺小学校門（東）	門（東）出入口付近
20	普賢寺小学校門（南）	門（南）出入口付近

2 1	普賢寺小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
2 2	普賢寺小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
2 3	田辺東小学校門（東）	門（東）出入口付近
2 4	田辺東小学校門（西）	門（西）出入口付近
2 5	田辺東小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
2 6	田辺東小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
2 7	松井ヶ丘小学校門（西）	門（西）出入口付近
2 8	松井ヶ丘小学校門（南）	門（南）出入口付近
2 9	松井ヶ丘小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
3 0	松井ヶ丘小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
3 1	薪小学校門（東）	門（東）出入口付近
3 2	薪小学校門（南）	門（南）出入口付近
3 3	薪小学校門（北）	門（北）出入口付近
3 4	薪小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
3 5	薪小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
3 6	桃園小学校門（東）	門（東）出入口付近
3 7	桃園小学校門（北）	門（北）出入口付近
3 8	桃園小学校職員玄関	職員玄関出入口付近
3 9	桃園小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
4 0	田辺中学校門（南）	門（南）出入口付近
4 1	田辺中学校門（北）	門（北）出入口付近
4 2	田辺中学校職員玄関	職員玄関出入口付近
4 3	田辺中学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
4 4	大住中学校門（東）	門（東）出入口付近
4 5	大住中学校門（西）	門（西）出入口付近
4 6	大住中学校職員玄関	職員玄関出入口付近
4 7	大住中学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
4 8	大住中学校駐輪場門	駐輪場門出入口付近
4 9	培良中学校門（南）	門（南）出入口付近
5 0	培良中学校職員玄関（北）	職員玄関（北）出入口付近

5 1	培良中学校職員玄関（南）	職員玄関（南） 出入口付近
5 2	培良中学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近
5 3	培良中学校柔道場玄関	柔道場玄関出入口付近

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年5月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この告示の施行に関し必要な行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。

京田辺市学校防犯カメラ設置要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）			
No.	設置場所	撮影範囲	No.	設置場所	撮影範囲	防犯カメラの追加及び字句の修正
1	大住小学校門（東）	門（東）出入口付近	1	大住小学校門（東）	門（東）出入り口付近	
2	大住小学校門（南）	門（南）出入口付近	2	大住小学校門（南）	門（南）出入り口付近	
3	大住小学校門（北）	門（北）出入口付近	3	大住小学校門（北）	門（北）出入り口付近	
4	大住小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	4	大住小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
5	大住小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	5	大住小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
6	田辺小学校門（南）	門（南）出入口付近	6	田辺小学校門（南）	門（南）出入り口付近	
7	田辺小学校門（北）	門（北）出入口付近	7	田辺小学校門（北）	門（北）出入り口付近	
8	田辺小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	8	田辺小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
9	田辺小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	9	田辺小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
10	草内小学校門（東）	門（東）出入口付近	10	草内小学校門（東）	門（東）出入り口付近	
11	草内小学校門（北）	門（北）出入口付近	11	草内小学校門（北）	門（北）出入り口付近	
12	草内小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	12	草内小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
13	草内小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	13	草内小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
14	三山木小学校門（東）	門（東）出入口付近	14	三山木小学校門（東）	門（東）出入り口付近	
15	三山木小学校門（南）	門（南）出入口付近	15	三山木小学校門（南）	門（南）出入り口付近	
16	三山木小学校門（北）	門（北）出入口付近	16	三山木小学校門（北）	門（北）出入り口付近	
17	三山木小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	17	三山木小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
18	三山木小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	18	三山木小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
19	普賢寺小学校門（東）	門（東）出入口付近	19	普賢寺小学校門（東）	門（東）出入り口付近	
20	普賢寺小学校門（南）	門（南）出入口付近	20	普賢寺小学校門（南）	門（南）出入り口付近	
21	普賢寺小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	21	普賢寺小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
22	普賢寺小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	22	普賢寺小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
23	田辺東小学校門（東）	門（東）出入口付近	23	田辺東小学校門（東）	門（東）出入り口付近	
24	田辺東小学校門（西）	門（西）出入口付近	24	田辺東小学校門（西）	門（西）出入り口付近	
25	田辺東小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	25	田辺東小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
26	田辺東小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	26	田辺東小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
27	松井ヶ丘小学校門（西）	門（西）出入口付近	27	松井ヶ丘小学校門（西）	門（西）出入り口付近	
28	松井ヶ丘小学校門（南）	門（南）出入口付近	28	松井ヶ丘小学校門（南）	門（南）出入り口付近	
29	松井ヶ丘小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	29	松井ヶ丘小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
30	松井ヶ丘小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	30	松井ヶ丘小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
31	蕨小学校門（東）	門（東）出入口付近	31	蕨小学校門（東）	門（東）出入り口付近	
32	蕨小学校門（南）	門（南）出入口付近	32	蕨小学校門（南）	門（南）出入り口付近	

京田辺市学校防犯カメラ設置要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
3 3	薪小学校門（北）	門（北）出入口付近	3 3	薪小学校門（北）	門（北）出入り口付近	
3 4	薪小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	3 4	薪小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
3 5	薪小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	3 5	薪小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
3 6	桃園小学校門（東）	門（東）出入口付近	3 6	桃園小学校門（東）	門（東）出入り口付近	
3 7	桃園小学校門（北）	門（北）出入口付近	3 7	桃園小学校門（北）	門（北）出入り口付近	
3 8	桃園小学校職員玄関	職員玄関出入口付近	3 8	桃園小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
3 9	桃園小学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	3 9	桃園小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
4 0	田辺中学校門（南）	門（南）出入口付近	4 0	田辺中学校門（南）	門（南）出入り口付近	
4 1	田辺中学校門（北）	門（北）出入口付近	4 1	田辺中学校門（北）	門（北）出入り口付近	
4 2	田辺中学校職員玄関	職員玄関出入口付近	4 2	田辺中学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
4 3	田辺中学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	4 3	田辺中学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
4 4	大住中学校門（東）	門（東）出入口付近	4 4	大住中学校門（東）	門（東）出入り口付近	
4 5	大住中学校門（西）	門（西）出入口付近	4 5	大住中学校門（西）	門（西）出入り口付近	
4 6	大住中学校職員玄関	職員玄関出入口付近	4 6	大住中学校職員玄関	職員玄関出入り口付近	
4 7	大住中学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	4 7	大住中学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
4 8	大住中学校駐輪場門	駐輪場門出入口付近	4 8	培良中学校門（南）	門（南）出入り口付近	
4 9	培良中学校門（南）	門（南）出入口付近	4 9	培良中学校職員玄関（北）	職員玄関（北）出入り口付近	
5 0	培良中学校職員玄関（北）	職員玄関（北）出入口付近	5 0	培良中学校職員玄関（南）	職員玄関（南）出入り口付近	
5 1	培良中学校職員玄関（南）	職員玄関（南）出入口付近	5 1	培良中学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近	
5 2	培良中学校体育館玄関	体育館玄関出入口付近	5 2	培良中学校柔道場玄関	柔道場玄関出入り口付近	
5 3	培良中学校柔道場玄関	柔道場玄関出入口付近				

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が設置する小学校及び中学校（以下「学校」という。）における児童生徒の安全確保及び学校施設の適正管理を目的として教育委員会が設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 学校に設置する常設の映像装置で、録画装置、画像表示装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された映像をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 画像を電磁的方法により記録できるハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

(設置場所)

第3条 防犯カメラは、別表に定める場所に設置する。

- 2 防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲になるように努めなければならない。
- 3 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラが作動している旨及び設置者が教育委員会である旨を示すステッカー（別記様式第1号）を掲示し、市民に周知するものとする。

(総括管理者)

第4条 防犯カメラの適正な管理運用を行うため、防犯カメラ総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、教育総務室長をもって充てる。

(画像の管理等)

第5条 次条の規定による場合を除き、画像を他の電磁的記録媒体に記録してはならない。

- 2 画像は、加工してはならない。

3 画像の保管期間は、録画日の翌日から起算しておおむね7日間とし、保管期間を経過した画像は、速やかに消去し、又は新たな画像を上書きするものとする。ただし、次条の規定により画像を利用する場合は、保存期間を別に定めることができる。

(画像の利用制限)

第6条 画像は、設置目的を達成するために必要な範囲で利用することができる。

(画像等の外部提供)

第7条 画像は、次に掲げる場合を除き、第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく請求があった場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

2 総括管理者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、画像及び電磁的記録媒体の情報を他に提供したときは、京田辺市学校防犯カメラ画像管理台帳（別記様式第2号）にその旨を記録しなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月16日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	設置場所	撮影範囲
1	大住小学校門（東）	門（東） 出入り口付近
2	大住小学校門（南）	門（南） 出入り口付近
3	大住小学校門（北）	門（北） 出入り口付近
4	大住小学校職員玄関	職員玄関 出入り口付近
5	大住小学校体育館玄関	体育館玄関 出入り口付近
6	田辺小学校門（南）	門（南） 出入り口付近
7	田辺小学校門（北）	門（北） 出入り口付近

8	田辺小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近
9	田辺小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近
10	草内小学校門（東）	門（東）出入り口付近
11	草内小学校門（北）	門（北）出入り口付近
12	草内小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近
13	草内小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近
14	三山木小学校門（東）	門（東）出入り口付近
15	三山木小学校門（南）	門（南）出入り口付近
16	三山木小学校門（北）	門（北）出入り口付近
17	三山木小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近
18	三山木小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近
19	普賢寺小学校門（東）	門（東）出入り口付近
20	普賢寺小学校門（南）	門（南）出入り口付近
21	普賢寺小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近
22	普賢寺小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近
23	田辺東小学校門（東）	門（東）出入り口付近
24	田辺東小学校門（西）	門（西）出入り口付近
25	田辺東小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近
26	田辺東小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近
27	松井ヶ丘小学校門（西）	門（西）出入り口付近
28	松井ヶ丘小学校門（南）	門（南）出入り口付近
29	松井ヶ丘小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近
30	松井ヶ丘小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近
31	薪小学校門（東）	門（東）出入り口付近
32	薪小学校門（南）	門（南）出入り口付近
33	薪小学校門（北）	門（北）出入り口付近
34	薪小学校職員玄関	職員玄関出入り口付近
35	薪小学校体育館玄関	体育館玄関出入り口付近
36	桃園小学校門（東）	門（東）出入り口付近

3 7	桃園小学校門（北）	門（北） 出入り口付近
3 8	桃園小学校職員玄関	職員玄関 出入り口付近
3 9	桃園小学校体育館玄関	体育館玄関 出入り口付近
4 0	田辺中学校門（南）	門（南） 出入り口付近
4 1	田辺中学校門（北）	門（北） 出入り口付近
4 2	田辺中学校職員玄関	職員玄関 出入り口付近
4 3	田辺中学校体育館玄関	体育館玄関 出入り口付近
4 4	大住中学校門（東）	門（東） 出入り口付近
4 5	大住中学校門（西）	門（西） 出入り口付近
4 6	大住中学校職員玄関	職員玄関 出入り口付近
4 7	大住中学校体育館玄関	体育館玄関 出入り口付近
4 8	培良中学校門（南）	門（南） 出入り口付近
4 9	培良中学校職員玄関（北）	職員玄関（北） 出入り口付近
5 0	培良中学校職員玄関（南）	職員玄関（南） 出入り口付近
5 1	培良中学校体育館玄関	体育館玄関 出入り口付近
5 2	培良中学校柔道場玄関	柔道場玄関 出入り口付近

別記

様式第1号(第3条関係)

防犯カメラ 作動中

京田辺市
教育委員会

様式第2号(第7条関係)

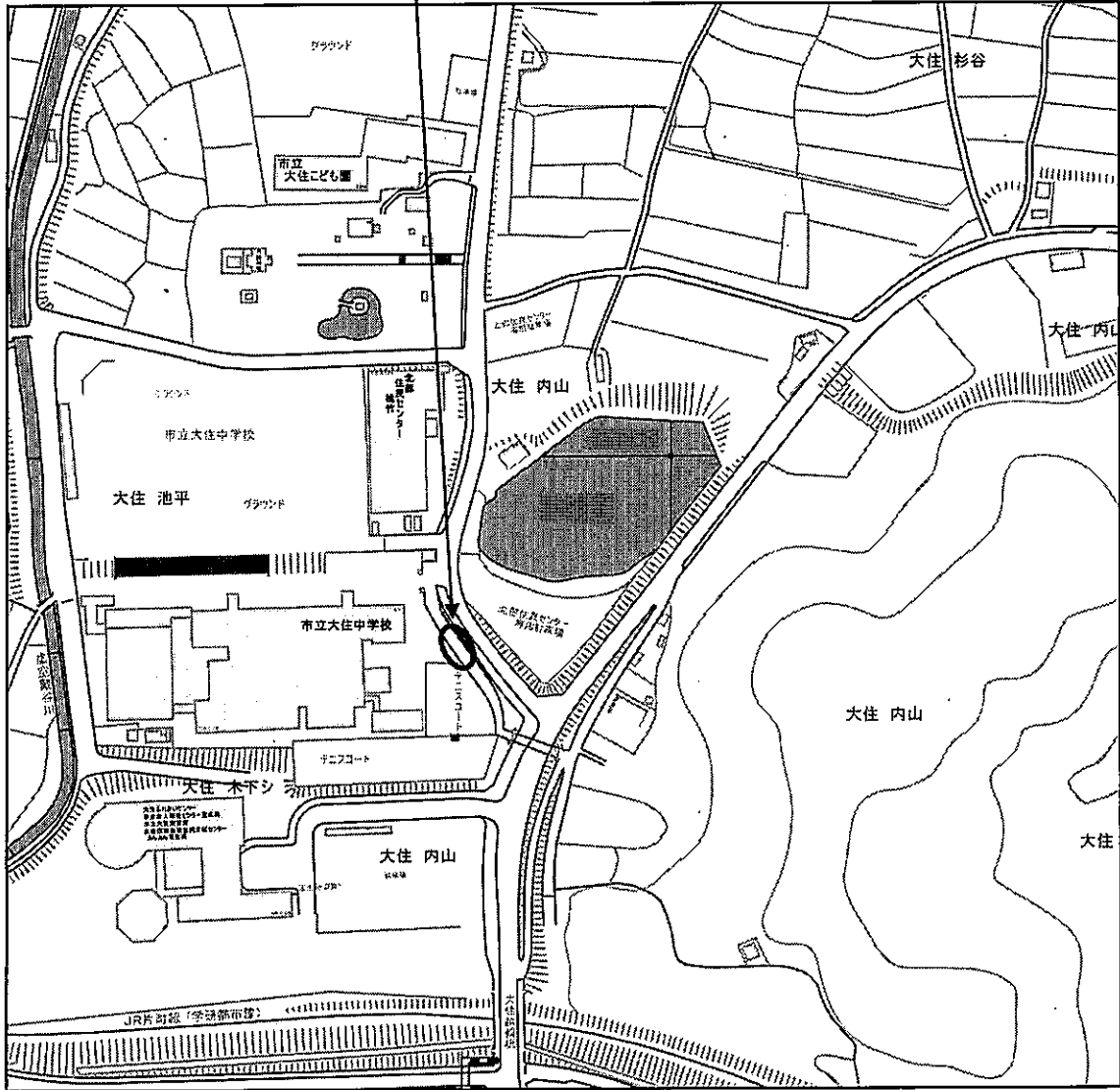
京田辺市学校防犯カメラ画像管理台帳

年 月 日

提供機関名	
提供者名	
利用目的	
防犯カメラ設置場所	
防犯カメラ番号	
画像貸出日	年 月 日
画像返却日	年 月 日
特記事項	

(参考資料)

防犯カメラ追加設置撮影箇所



議案第9号

京田辺市立幼稚園の利用定員について

- 京田辺市立幼稚園の利用定員を別紙のとおり定める。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市立幼稚園の利用定員を変更するため、提案するものである

。

京田辺市立幼稚園の利用定員について

1 令和8年度の変更内容

(単位：人)

幼稚園名	区分	利用定員数			
		1号認定 こども ^{※1}	3歳児	4歳児	5歳児
	変更後	0	0	0	0

※1 いわゆる「幼稚園枠」のこども

2 変更理由

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に沿って令和7年度末で田辺幼稚園を休園とするため。

3 変更日

令和8年4月1日

4 その他

今回の変更に伴い、令和8年度の市立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の利用定員数は、次表のとおりとなります。

施設名	利用定員数			
	1号認定 こども	3歳児	4歳児	5歳児
草内幼稚園	160	40	60	60
三山木幼稚園	90	30	30	30
松井ヶ丘幼稚園	90	30	30	30
薪幼稚園	160	40	60	60
普賢寺幼稚園	80	20	30	30
大住こども園	105	35	35	35
河原こども園	15	5	5	5
合 計	700	200	250	250

(参考資料)

市立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の利用定員変更について

○子ども・子育て支援法（抄）

第7条第4項（特定教育・保育施設の定義）

この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

第32条第3項（特定教育・保育施設の利用定員変更時、都道府県知事へ届出義務）

市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

○京田辺市立幼稚園園則

（利用定員）

第9条 幼稚園における子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、教育委員会が別に定める。

議案第10号

令和8年度京田辺市立学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校医の任期が令和8年3月31日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	担当学校・園名
学校医	吉田 大輔	京田辺市立草内幼稚園
学校医	三村 良明	京田辺市立三山木幼稚園
学校医	伊原 隆史	京田辺市立松井ヶ丘幼稚園
学校医	森 啓之	京田辺市立薪幼稚園
学校医	濱口 賢子	京田辺市立普賢寺幼稚園
学校医	澤井 公和	京田辺市立大住小学校
学校医	飴野 弘之	京田辺市立田辺小学校
学校医	上村 学	京田辺市立草内小学校
学校医	高橋 隆宏	京田辺市立三山木小学校
学校医	吉田 大輔	京田辺市立三山木小学校
学校医	岡本 祐之	京田辺市立普賢寺小学校
学校医	中所 英樹	京田辺市立田辺東小学校
学校医	濱口 賢子	京田辺市立松井ヶ丘小学校
学校医	伊原 隆史	京田辺市立松井ヶ丘小学校
学校医	新田 昌稔	京田辺市立薪小学校
学校医	八木 公美代	京田辺市立桃園小学校
学校医	山田 栄治	京田辺市立田辺中学校
学校医	松前 宏信	京田辺市立田辺中学校
学校医	芳野 二郎	京田辺市立大住中学校
学校医	寺島 隆平	京田辺市立大住中学校
学校医	石丸 寿美子	京田辺市立培良中学校

令和8年度 学校医名簿

担当学校名	氏名	住所	医療機関名	新任・再任
草内幼稚園	吉田 大輔	京田辺市三山木中央一丁目9-3	よしだこどもクリニック	再任
三山木幼稚園	三村 良明	京田辺市河原食田10-5	三村小児科医院	再任
松井ヶ丘幼稚園	伊原 隆史	京田辺市松井ヶ丘四丁目3-16	医療法人新生会 伊原内科医院	再任
薪幼稚園	森 啓之	京田辺市山手西2丁目2-10日東センタービル3F	医療法人もり小児科クリニック	新任
普賢寺幼稚園	濱口 賢子	京田辺市松井ヶ丘三丁目1-9	浜ロキッズクリニック	再任
大住小学校	澤井 公和	京田辺市花住坂1-65-13	さわい内科医院	再任
田辺小学校	飴野 弘之	京田辺市河原神谷8-12	医療法人社団翔裕会 あめの医院	再任
草内小学校	上村 学	京田辺市興戸東垣内85-5	うえむら内科医院	再任
三山木小学校	高橋 隆宏	京田辺市三山木中央6-3-1	高橋医院	再任
三山木小学校	吉田 大輔	京田辺市三山木中央一丁目9-3	よしだこどもクリニック	再任
普賢寺小学校	岡本 祐之	京田辺市大住大欠7-1	医療法人おかもと医院	再任
田辺東小学校	中所 英樹	京田辺市山手西二丁目2-10	ちゅうしょクリニック	再任
松井ヶ丘小学校	伊原 隆史	京田辺市松井ヶ丘四丁目3-16	医療法人新生会 伊原内科医院	再任
松井ヶ丘小学校	濱口 賢子	京田辺市松井ヶ丘三丁目1-9	浜ロキッズクリニック	再任
薪小学校	新田 昌稔	京田辺市山手東一丁目6-2	医療法人新田クリニック	再任
桃園小学校	八木 公美代	京田辺市大住ヶ丘三丁目17-3	医療法人八木医院	再任
田辺中学校	松前 宏信	京田辺市山手西二丁目7-1	まつまえ循環器内科クリニック	再任
田辺中学校	山田 栄治	京田辺市河原神谷11-8	山田医院	再任
大住中学校	寺島 隆平	京田辺市河原御影30-40	医療法人翔隆会 寺島クリニック	再任
大住中学校	芳野 二郎	京田辺市大住関屋7-6	芳野医院	再任
培良中学校	石丸 寿美子	京田辺市田辺中央6丁目3番地2 マジエスティ・セントラルビル2F	医療法人社団石錠会 石丸医院	再任

議案第11号

令和8年度京田辺市立学校歯科医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校歯科医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校歯科医の任期が令和8年3月31日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	担当学校・園名
学校歯科医	青木 伸二	京田辺市立草内幼稚園
学校歯科医	米田 正彦	京田辺市立三山木幼稚園
学校歯科医	福島 英夫	京田辺市立松井ヶ丘幼稚園
学校歯科医	池田 昌弘	京田辺市立薪幼稚園
学校歯科医	古市 知之	京田辺市立普賢寺幼稚園
学校歯科医	服部 哲夫	京田辺市立大住小学校
学校歯科医	石田 光輔	京田辺市立田辺小学校
学校歯科医	服部 哲夫	京田辺市立草内小学校
学校歯科医	米田 正彦	京田辺市立三山木小学校
学校歯科医	秋田 吉輝	京田辺市立三山木小学校
学校歯科医	青木 伸二	京田辺市立普賢寺小学校
学校歯科医	吉田 幸雄	京田辺市立田辺東小学校
学校歯科医	福島 英夫	京田辺市立松井ヶ丘小学校
学校歯科医	池田 昌弘	京田辺市立薪小学校
学校歯科医	杉元 敬弘	京田辺市立桃園小学校
学校歯科医	織田 晴彦	京田辺市立田辺中学校
学校歯科医	立本 充志	京田辺市立大住中学校
学校歯科医	大畑 正人	京田辺市立培良中学校

令和8年度 学校歯科医名簿

担当学校名	氏名	住所	医療機関名	新任・再任
草内幼稚園	青木 伸二	京田辺市松井ケ丘3丁目1-5	青木歯科	再任
三山木幼稚園	米田 正彦	京田辺市大住大欠7-11	米田歯科医院	再任
松井ケ丘幼稚園	福嶋 英夫	京田辺市河原御影30-26 新田辺Fビル2階	ふくしま小児歯科	再任
薪幼稚園	池田 昌弘	京田辺市河原御影15-6	池田歯科医院	再任
普賢寺幼稚園	古市 知之	京田辺市山手南二丁目1-3 ハチセンビル2階	古市歯科医院	再任
大住小学校	服部 哲夫	京田辺市松井ケ丘1-12-1	松井ケ丘はっとり歯科	新任
田辺小学校	石田 光輔	京田辺市東西神屋33-4	石田歯科診療所	再任
草内小学校	服部 哲夫	京田辺市田辺中央五丁目1-4 カサ・デル・アダージョン1階	はっとり矯正歯科	再任
三山木小学校	米田 正彦	京田辺市大住大欠7-11	米田歯科医院	再任
三山木小学校	秋田 吉輝	京田辺市山手中央1-12 松井山手S Jビル303号	秋田歯科	再任
普賢寺小学校	青木 伸二	京田辺市松井ケ丘3丁目1-5	青木歯科	再任
田辺東小学校	吉田 幸雄	京田辺市山手南二丁目2-3-201	吉田歯科医院	再任
松井ケ丘小学校	福嶋 英夫	京田辺市河原御影30-26 新田辺Fビル2階	ふくしま小児歯科	再任
薪小学校	池田 昌弘	京田辺市河原御影15-6	池田歯科医院	再任
桃園小学校	杉元 敬弘	京田辺市田辺中央1丁目2-11	スギモト歯科医院	再任
田辺中学校	織田 晴彦	京田辺市田辺中央六丁目3-1 近鉄新田辺西ビル3階	織田歯科医院	再任
大住中学校	立本 充志	京田辺市花住坂一丁目23-10	立本歯科医院	再任
培良中学校	大畑 正人	京田辺市河原北口21-1	おおはた歯科クリニック	再任

議案第12号

令和8年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校薬剤師の任期が令和8年3月31日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	担当学校・園名
学校薬剤師	山崎 博章	京田辺市立草内幼稚園
学校薬剤師	木原 裕子	京田辺市立三山木幼稚園
学校薬剤師	茨木 まどか	京田辺市立松井ヶ丘幼稚園
学校薬剤師	小西 めぐみ	京田辺市立薪幼稚園
学校薬剤師	西村 小英子	京田辺市立普賢寺幼稚園
学校薬剤師	相原 統	京田辺市立大住小学校
学校薬剤師	神尾 倫子	京田辺市立田辺小学校
学校薬剤師	山崎 博章	京田辺市立草内小学校
学校薬剤師	諸 美弥子	京田辺市立三山木小学校
学校薬剤師	福本 育子	京田辺市立普賢寺小学校
学校薬剤師	相原 紀章	京田辺市立田辺東小学校
学校薬剤師	茨木 まどか	京田辺市立松井ヶ丘小学校
学校薬剤師	小西 めぐみ	京田辺市立薪小学校
学校薬剤師	羽 渕 友哉	京田辺市立桃園小学校
学校薬剤師	牟田 靖子	京田辺市立田辺中学校
学校薬剤師	相原 統	京田辺市立大住中学校
学校薬剤師	山崎 博章	京田辺市立培良中学校

令和8年度 学校薬剤師名簿

担当学校名	氏名	住所	医療機関名	新任・再任
草内幼稚園	山崎 博章	京田辺市草内中垣内15-1	山崎薬局	再任
三山木幼稚園	木原 裕子	京田辺市三山木中央一丁目5-2	きはら薬局	再任
松井ヶ丘幼稚園	茨木 まどか	綴喜郡井手町多賀内垣内4	多賀調剤薬局	再任
薪幼稚園	小西 めぐみ	京田辺市東鍵田18-9	こがわ調剤薬局 十条店	再任
普賢寺幼稚園	西村 小英子	京田辺市三山木中央一丁目5-2	きはら薬局	再任
大住小学校	相原 統	京田辺市田辺中央一丁目6-3	三和薬局	再任
田辺小学校	神尾 倫子	京田辺市河原御影30-24 橋本テナント1F	田辺まごころ薬局	再任
草内小学校	山崎 博章	京田辺市草内中垣内15-1	山崎薬局	再任
三山木小学校	諸 美弥子	京田辺市三山木中央一丁目5-2	きはら薬局	再任
普賢寺小学校	福本 育子	京田辺市三山木中央一丁目5-2	きはら薬局	再任
田辺東小学校	相原 紀章	京田辺市田辺中央6丁目2番地4	京寿薬局 田辺西店	再任
松井ヶ丘小学校	茨木 まどか	綴喜郡井手町多賀内垣内4	多賀調剤薬局	再任
薪小学校	小西 めぐみ	京田辺市東鍵田18-9	こがわ調剤薬局 十条店	再任
桃園小学校	羽瀨 友哉	京田辺市大住ヶ丘四丁目6-7	かわかみ薬局 大住ヶ丘店	再任
田辺中学校	牟田 靖子	京田辺市田辺十曾2 FOREST KITAGEN 102	エール薬局	再任
大住中学校	相原 統	京田辺市田辺中央一丁目6-3	三和薬局	再任
培良中学校	山崎 博章	京田辺市草内中垣内15-1	山崎薬局	再任

議案第13号

令和8年度京田辺市立学校健康管理医の委嘱について

京田辺市立学校健康管理医設置要綱第2条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校健康管理医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市立学校健康管理医について別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	担当学校名
学校健康管理医	澤井 公和	京田辺市立大住小学校
学校健康管理医	飴野 弘之	京田辺市立田辺小学校
学校健康管理医	岡本 祐之	京田辺市立普賢寺小学校
学校健康管理医	中所 英樹	京田辺市立田辺東小学校
学校健康管理医	伊原 隆史	京田辺市立松井ヶ丘小学校
学校健康管理医	濱口 賢子	京田辺市立松井ヶ丘小学校
学校健康管理医	新田 昌稔	京田辺市立薪小学校
学校健康管理医	八木 公美代	京田辺市立桃園小学校
学校健康管理医	寺島 隆平	京田辺市立大住中学校
学校健康管理医	石丸 寿美子	京田辺市立培良中学校

令和8年度 学校健康管理医名簿

担当学校名	氏名	住所	医療機関名	新任・再任
大住小学校	澤井 公和	京田辺市花住坂1-65-13	さわい内科医院	再任
田辺小学校	鉛野 弘之	京田辺市河原神谷8-12	医療法人社団翔裕会 あめの医院	再任
草内小学校	上村 学	京田辺市興戸東垣内85-5	うえむら内科医院	※
普賢寺小学校	岡本 祐之	京田辺市大住大欠7-1	医療法人おかもと医院	再任
田辺東小学校	中所 英樹	京田辺市山手西二丁目2-10	ちゅうしょクリニック	再任
松井ヶ丘小学校	伊原 隆史	京田辺市松井ヶ丘四丁目3-16	医療法人新生会 伊原内科医院	再任
松井ヶ丘小学校	濱口 賢子	京田辺市松井ヶ丘三丁目1-9	浜口キッズクリニック	再任
薪小学校	新田 昌稔	京田辺市山手東一丁目6-2	医療法人新田クリニック	再任
桃園小学校	八木 公美代	京田辺市大住ヶ丘三丁目17-3	医療法人八木医院	再任
大住中学校	寺島 隆平	京田辺市河原御影30-40	医療法人翔隆会 寺島クリニック	再任
培良中学校	石丸 寿美子	京田辺市田辺中央6丁目3番地2 マジェスティ・セントラルビル2F	医療法人社団石鎚会 石丸医院	再任

※上村学氏の委嘱期間は令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

京田辺市立学校健康管理医設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する教職員の健康管理体制の強化を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の2第1項に規定する医師（以下「健康管理医」という。）を学校に設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康管理医は、産業医を設置している学校以外の学校に置く。

2 健康管理医は、各学校の学校医のうちから、本人の同意を得て、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 健康管理医の任期は、1年とする。ただし、補欠の健康管理医の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務内容)

第4条 健康管理医は、校長からの要請に基づき、医学に関し専門知識を必要とする次に掲げる職務を行う。

(1) 法第66条の8第1項に規定する医師による面接指導

(2) 法第66条の10第3項に規定する医師による面接指導

2 健康管理医は前項各号に規定するもののほか、教職員の健康管理に関し、勤務する学校の校長、法第12条の2に規定する衛生推進者及び教職員に対して、指導し、又は助言することができる。

(記録)

第5条 健康管理医は、職務を行ったときは、その結果を教育委員会が指定する教職員の健康管理に関する記録表に記録し、校長に提出するものとする。

2 校長は、記録表を5年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第6条 健康管理医は、その職務の遂行に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、健康管理医の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(特例措置)

2 令和6年度に限り、第3条の規定の適用については、同条中「1年」とあるのは「令和6年8月1日から令和7年3月31日まで」とする。